

那覇市公報

号外第709号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

○那覇市住民生活に光をそそぐ基金条例（企画調整課）	1071
○那覇市協働によるまちづくり推進基金条例（市民協働推進課）	1073
○那覇市公営基地整備等事業基金条例（環境保全課）	1075
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（市民課）	1077
○那覇市職員厚生会条例の一部を改正する条例（人事課）	1079
○那覇市特別会計条例の一部を改正する条例（財政課）	1080
○那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例 （消防本部警防課）	1081
○那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1083
○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（学校給食課）	1086
○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 （人事課）	1087
○那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（国保長寿医療課）	1090
○那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例 （区画整理課）	1092
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（学校教育課）	1096
○那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1097
○那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1099
○那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 （環境政策課）	1104

○那覇市水道給水条例の一部を改正する条例（上下水道局企画経営課）	1107
○那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1113
○那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例（福祉政策課）	1115
○那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局）	1119
○那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例（区画整理課）	1120

◇規 則

○那覇市会計規則の一部を改正する規則（出納室）	1122
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1125
○那覇市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画課）	1128
○那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第 4 項及び第 7 項から第 9 項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1129
○那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則（行政経営課）	1133
○那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（こどもみらい課）	1142
○那覇市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則（出納室）	1143
○那覇市職員職名等規則の一部を改正する規則（行政経営課）	1144
○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	1146
○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1148
○那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1150
○那覇市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課）	1152
○那覇市物品会計規則の一部を改正する規則（管財課）	1164

○那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……	1166
○那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (環境政策課) ……………	1174
○那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (市営住宅室) ………	1176
○那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………	1178
○那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (国保長寿医療課) ……………	1183
○那覇市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉政策課) ……………	1186
○那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例施行規則を廃止する規則 (区画整理課) ……………	1189

◇訓 令

○那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令 (行政経営課) ……………	1190
○那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………	1197
○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………	1203
○那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令 (行政経営課) ………	1208
○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (行政経営課) ……………	1210
○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (行政経営課) ………	1212

◇会計管理者訓令

○那覇市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する訓令 (出納室) ………	1214
-------------------------------------	------

◇公 告

○行政ファクシミリ貸借契約入札参加資格審査申請について (市民課) ……	1217
--------------------------------------	------

◇監査委員公表

○平成 22 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）……………1218

条 例

那覇市条例第 1 号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市住民生活に光をそそぐ基金条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市住民生活に光をそそぐ基金条例

（設置）

第1条 これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった地方消費者行政、DV（ドメスティック・バイオレンス）対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援及び知の地域づくりに対する取組の強化を図るため、那覇市住民生活に光をそそぐ基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（基金の経理）

第3条 基金の経理については、国から交付を受けた地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）により造成した部分（以下「交付金相当分」という。）とそれ以外の部分を区別して行うこととする。

（管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第5条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（処分）

第6条 基金は、その設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（失効）

- 2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金の交付金相当分に残余があるときは、当該残余分の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

那覇市条例第 2 号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市協働によるまちづくり推進基金条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市協働によるまちづくり推進基金条例

（設置）

第1条 市民との協働によるまちづくりを推進する資金に充てるため、那覇市協働によるまちづくり推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市条例第 3 号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市公営墓地整備等事業基金条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公営墓地整備等事業基金条例

（設置）

第1条 那覇市公営墓地及び附属施設（以下「公営墓地等」という。）の円滑な運営に資するため、那覇市公営墓地整備等事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、公営墓地等の使用料その他公営墓地等に係る収入金の全部又は一部とし、毎会計年度の予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、那覇市公営墓地整備等事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、次に掲げる費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 公営墓地等の整備及び管理（以下「整備等」という。）に要する費用
- (2) 公営墓地等の整備等に要する費用に充てるため起こした市債の元利償還金
- (3) その他公営墓地等の整備等に伴い必要な費用

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市条例第 4 号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(1951年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項に規定する住民票の写しの交付		1通につき 300円
(3)～(5)	[略]		
(6)	印鑑登録証明		1枚につき 300円
(7)～(17)	[略]		
(18)	所得及びその課税に関する証明書の交付		1枚につき 300円
(19)	地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付		土地及び家屋 1枚につき 300円 償却資産 1枚につき 300円
(20)～(46)	[略]		

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

	事務	手数料 の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項に規定する住民票の写しの交付		1通につき 300円(自動交付機による交付にあつては、 <u>200円</u>)
(3)～(5)	[略]		
(6)	印鑑登録証明		1枚につき 300円(自動交付機による交付にあつては、 <u>200円</u>)
(7)～(17)	[略]		
(18)	所得及びその課税に関する証明書の交付		1枚につき 300円(自動交付機による交付にあつては、 <u>200円</u>)
(19)	地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付		土地及び家屋 1枚につき 300円(自動交付機による交付にあつては、 <u>200円</u>) 償却資産 1枚につき 300円
(20)～(46)	[略]		

那覇市条例第 5 号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市職員厚生会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員厚生会条例の一部を改正する条例

那覇市職員厚生会条例(1965年那覇市条例第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(負担金) 第3条 厚生会が行う福祉事業のため、本市は職員の給料総月額、職員は給料月額の1,000分の6を毎月負担するものとする。	(負担金) 第3条 厚生会が行う福祉事業のため、本市は職員の給料総月額の <u>1,000分の4</u> 、職員は給料月額の1,000分の6を毎月 <u>それぞれ</u> 負担するものとする。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市条例第 6 号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別会計条例の一部を改正する条例

那覇市特別会計条例(1971年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を同表の右欄に定める事業又は事務のため設置する。 <table> <tr> <th>特別会計名</th><th>事業又は事務の名称</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市病院事業債管理特別会計</td><td>[略]</td></tr> </table>	特別会計名	事業又は事務の名称	[略]		那覇市病院事業債管理特別会計	[略]	[略] <table> <tr> <th>特別会計名</th><th>事業又は事務の名称</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市病院事業債管理特別会計</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市公営墓地整備等事業特別会計</td><td>那覇市公営墓地の整備及び管理事業</td></tr> </table>	特別会計名	事業又は事務の名称	[略]		那覇市病院事業債管理特別会計	[略]	那覇市公営墓地整備等事業特別会計	那覇市公営墓地の整備及び管理事業
特別会計名	事業又は事務の名称														
[略]															
那覇市病院事業債管理特別会計	[略]														
特別会計名	事業又は事務の名称														
[略]															
那覇市病院事業債管理特別会計	[略]														
那覇市公営墓地整備等事業特別会計	那覇市公営墓地の整備及び管理事業														
備考 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。															

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市条例第 7 号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(1972年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第4条関係)

名称	位置	管轄区域
那覇市西消防署	[略]	[略] 字安次嶺 字安謝 <u>安謝1丁目 安謝2丁目</u> 字天久 <u>天久1丁目 天久2丁目</u> 泉崎1丁目 泉崎2丁目 [略]
那覇市中央消防署	[略]	字安里 安里3丁目 上之屋1丁目 [略]

[改正後 別記]

別表(第4条関係)

名称	位置	管轄区域
那覇市西消防署	[略]	[略] 字安次嶺 字安謝 字天久 泉崎1丁目 泉崎2丁目 [略]
那覇市中央消防署	[略]	字安里 安里3丁目 <u>安謝1丁目 安謝2丁目</u> <u>天久1丁目 天久2丁目</u> 上之屋1丁目 [略]

那覇市条例第 8 号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給料) 第3条 特別職職員の給料月額、次のとおりとする。 (1) 市長 <u>108万8,000円</u> (2) 副市長 <u>89万3,000円</u> (3) 上下水道事業管理者 <u>78万4,000円</u> (4) 常勤の監査委員 <u>56万6,000円</u> 付 則 7 平成17年4月1日から<u>平成24年3月31日</u>までの間、第3条第1号中「108万8,000円」とあるのは「97万9,000円」とし、同条第2号中「89万3,000円」とあるのは「80万4,000円」とし、同条第3号中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とし、同条第4号中「56万6,000円」とあるのは「50万9,000円」とする。	(給料) 第3条 [略] (1) 市長 <u>108万5,000円</u> (2) 副市長 <u>89万円</u> (3) 上下水道事業管理者 <u>78万1,000円</u> (4) 常勤の監査委員 <u>56万4,000円</u> 付 則 7 平成17年4月1日から<u>平成23年3月31日</u>までの間、第3条第1号中「108万8,000円」とあるのは「97万9,000円」とし、同条第2号中「89万3,000円」とあるのは「80万4,000円」とし、同条第3号中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とし、同条第4号中「56万6,000円」とあるのは「50万9,000円」とする。 10 <u>平成23年4月1日から平成24年3月31日</u>までの間、第3条第1号中「108万5,000円」とあるのは「97万7,000円」とし、同条第2号中「89万円」とあるのは「80万1,000円」とし、同条第3号中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とし、同条第4号中「56万4,000円」とあるのは「50万8,000円」とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市特別職職員退職手当支給条例の一部改正)

第2条 那覇市特別職職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第70号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	付 則

3 平成17年4月1日から平成24年3月31日までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額（那覇市特別職職員の給与に関する条例（昭和47年那覇市条例第42号。以下「給与条例」という。）付則第7項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。）」とする。	3 平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額（那覇市特別職職員の給与に関する条例（昭和47年那覇市条例第42号。以下「給与条例」という。）付則第7項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。）」とする。 5 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に市長等が退職した場合の第3条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額（給与条例付則第10項の規定にかかわらず、給与条例第3条に規定する額とする。）」とする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	
（那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）	
第3条 那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年那覇市条例第77号）の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
（給料） 第3条 教育長の給料月額は、<u>78万4,000円</u>とする。 付 則 6 平成17年4月1日から平成24年3月31日までの間、第3条中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とする。 7 前項に規定する期間内に教育長が退職した場合の第6条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額（付則第6項の規定にかかわらず、第3条に規定する額とする。）」とする。	（給料） 第3条 教育長の給料月額は、<u>78万1,000円</u>とする。 付 則 6 平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間、第3条中「78万4,000円」とあるのは「70万6,000円」とする。 7 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、第3条中「78万1,000円」とあるのは「70万3,000円」とする。 8 前項に規定する期間内に教育長が退職した場合の第6条の規定の適用については、同条中「退職時の給料月額」とあるのは「退職時の給料月額（付則第7項の規定にかかわらず、第3条に規定する額とする。）」とする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条中那覇市特別職職員の給与に関する条例付則第7項の改正規定、第2条中那覇市特別職職員退職手当支給条例付則第3項の改正規定及び第3条中那覇市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例付則第6項の改正規定は、公布の日から施行する。

那覇市条例第9号

平成23年3月17日

公 布 済

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

那覇市学校給食センター設置条例(昭和47年那覇市条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(名称及び位置) 第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>城岳学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		城岳学校給食センター	[略]	(名称及び位置) 第2条 [略] <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>城岳学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>古蔵学校給食センター</td><td>那覇市字古波蔵 393番地</td></tr> <tr> <td>銘苅学校給食センター</td><td>那覇市銘苅2丁目 3番20号</td></tr> </table>	名称	位置	[略]		城岳学校給食センター	[略]	古蔵学校給食センター	那覇市字古波蔵 393番地	銘苅学校給食センター	那覇市銘苅2丁目 3番20号
名称	位置																
[略]																	
城岳学校給食センター	[略]																
名称	位置																
[略]																	
城岳学校給食センター	[略]																
古蔵学校給食センター	那覇市字古波蔵 393番地																
銘苅学校給食センター	那覇市銘苅2丁目 3番20号																
備考 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。																	

付 則
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市条例第10号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第6条の2 任命権者は、次に掲げる職員<u>(職員の配偶者で当該職員の子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)</u>が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。 (1)～(2) [略] 2 任命権者は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 3 [略] (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の	(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務) 第6条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。)をさせるものとする。 (1)～(2) [略] 2 任命権者は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次条において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 3 [略] (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及

制限) 第6条の3　〔略〕 2　〔略〕 付　則	び時間外勤務)の制限) 第6条の3　〔略〕 2　任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項及び第5項において同じ。）をさせてはならない。 3　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第6条に規定する勤務をさせてはならない。 4　〔略〕 5　任命権者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第6条に規定する勤務をさせてはならない。 付　則 2　那覇市職員の給与に関する条例付則第13項に規定する特定職員に対する第11条第3項の規定の適用については、同項中「第2条」とあるのは、「付則第15項」とする。
備考	
1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部	

分を削る。

- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行し、改正後の付則第2項の規定は、平成22年12月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）の開始日とするこの条例による改正後の第6条の2第1項及び第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務（この条例による改正後の第6条に規定する勤務をいう。）の制限の開始日とするこの条例による改正後の第6条の3第2項、第3項及び第5項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、これらの請求を行うことができる。

那覇市条例第11号

平成23年3月17日

公 布 済

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険条例(昭和47年那覇市条例第90号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として35万円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 [略] 付 則 1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。ただし、第2条および第3条の規定については、公布の日から施行する。 2 <u>被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中「35万円」とあるのは「39万円」とする。</u>	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として39万円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 [略] 付 則 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。ただし、第2条および第3条の規定については、公布の日から施行する。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の那覇市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金から適用する。

那覇市条例第12号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

那覇広域都市計画事業土地区画整理事業施行条例(昭和48年那覇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、健全な市街地を造成するため公共施設を整備改善し、宅地の利用増進を図ることを目的として、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第3項の規定により那覇市(以下「施行者」という。)が施行する土地区画整理事業(以下「事業」という。)について法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。 (事務所の所在地) 第4条 事業の事務所の所在地は、那覇市<u>字真嘉比343番地13</u>とする。 (審議会の名称及び委員定数) 第8条 [略] 2 <u>前1項</u>に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。)及び施行地区内の宅地について借地権を有する者(以下「借地権者」という。)から各別に選挙される委員の定数は、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下「令」という。)第22条第4項の規定に基づき、施行者が別に公告する。 (当選人又は予備委員となるに必要な得票数) 第12条 選挙による委員又は予備委員となるのに必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数で、その選挙における有効投票の総数を除して得た数の5分の1とする。 (権利の評価)	(趣旨) 第1条 この条例は、健全な市街地を造成するため公共施設を整備改善し、宅地の利用増進を図ることを目的として、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第4項の規定により那覇市(以下「施行者」という。)が施行する土地区画整理事業(以下「事業」という。)について法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるものとする。 (事務所の所在地) 第4条 事業の事務所の所在地は、那覇市<u>銘苅2丁目3番1号</u>とする。 (審議会の名称及び委員定数) 第8条 [略] 2 <u>前項</u>に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者(以下「宅地所有者」という。)及び施行地区内の宅地について借地権を有する者(以下「借地権者」という。)から各別に選挙される委員の定数は、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下「令」という。)第22条第4項の規定に基づき、施行者が別に公告する。 (当選人又は予備委員となる<u>の</u>に必要な得票数) 第12条 選挙による委員又は予備委員となるのに必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数で、その選挙における有効投票の総数を除して得た数の5分の1<u>以上</u>とする。 (権利の評価)

第20条 [略] 2 前項の権利価額の割合は、施行者が<u>前条第1項</u>の評定価額、賃貸料、位置、区画、土質、水利、利用状況、環境等を考慮し、評価員の意見を聴いて定める。 [別表第1 別記] [別表第2 別記]	第20条 [略] 2 前項の権利価額の割合は、施行者が<u>前条</u>の評定価額、賃貸料、位置、区画、土質、水利、利用状況、環境等を考慮し、評価員の意見を聴いて定める。 [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表又は様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 那覇広域都市計画事業土地区画整理事業基金条例(昭和60年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 次の各号に掲げる事業の円滑な執行を図るため、当該各号に定める基金(以下「基金」という。)を設置する。 (1) [略] (2) <u>那覇広域都市計画事業小禄金城土地区画整理事業 那覇市小禄金城土地区画整理事業基金</u> (3)～(5) [略]	(設置) 第1条 [略] (1) [略] (2)～(4) [略]
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 2 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称		工区及び工区に含まれる地域の名称
那覇広域都市計画事業 真嘉比古島第一地区土地地区画整理事業	[略]		
那覇広域都市計画事業 小禄金城土地地区画整理事業	赤嶺1丁目 赤嶺2丁目 田原1丁目 田原2丁目 田原3丁目 田原4丁目 金城1丁目 金城2丁目 金城3丁目 金城4丁目 金城5丁目	全部	
	字安次嶺安次嶺原	一部	
那覇広域都市計画事業 壺川土地地区画整理事業	[略]		
[略]			

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

表第1(第2条関係)		
事業の名称	施行地区に含まれる地域の名称	工区及び工区に含まれる地域の名称
那覇広域都市計画事業 真嘉比古島第一地区土地区画整理事業	[略]	
那覇広域都市計画事業 壺川土地区画整理事業	[略]	
[略]		

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)

事業の名称	審議会の名称	委員定数	選任する委員数
那覇広域都市計画事業 真嘉比古島 第二土地区 画整理事業	[略]		
那覇広域都市計画事業 小禄南土地 区画整理事業	那覇広域都市計画 事業小禄南土地 区画整理審議会	<u>10</u>	<u>2</u>

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)

事業の名称	審議会の名称	委員定数	選任する委員数
那覇広域都市計画事業 真嘉比古島 第二土地区 画整理事業	[略]		

那覇市条例第13号

平成23年3月17日

公 布 済

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
[略]		
教育委員会	[略]	
	那覇市立教育研究所運営審議会	[略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
[略]		
教育委員会	[略]	
	那覇市立教育研究所運営審議会	[略]
	<u>那覇市小中一貫教育審議会</u>	<u>市立学校の小中一貫教育に関すること。</u>

那覇市条例第14号

平成23年3月17日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(時間外勤務手当) 第21条 〔略〕 2 〔略〕 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(<u>勤務時間条例第3条第1項、第3条の2及び第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。</u>)の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 4 〔略〕	(時間外勤務手当) 第21条 〔略〕 2 〔略〕 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 4 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市条例第15号

平成23年3月17日

公 布 済

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員) 第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>非常勤職員</u> (2) <u>臨時的に任用される職員</u> (3)～(5) [略] (<u>再度の育児休業をすることができる特別の事情</u>) 第3条 法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は<u>第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u> (2)～(3) [略] (4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)</u>が<u>3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。 (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院	(育児休業をすることができない職員) 第2条 [略] (1)～(3) [略] (<u>法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情</u>) 第3条 [略] (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は<u>第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u> (2)～(3) [略] (4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、<u>3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)</u>。 (5) 配偶者が負傷又は疾病により入院

したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児休業により養育している子を当該職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員

(2) 臨時的に任用される職員

(3)～(4) [略]

(5) 職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合（配偶者が法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。）における当該職員

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 法第10条第1項ただし書の条例

したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするときとする。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第10条 [略]

(1)～(2) [略]

（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第11条 [略]

で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員(次号、第3号、第14条及び第17条において「育児短時間勤務職員」という。)が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(3) [略]

(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) [略]

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、

(1) 育児短時間勤務をしている職員(次号、第3号及び第14条において「育児短時間勤務職員」という。)が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2)～(3) [略]

(4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

(5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) [略]

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

第14条 [略]

当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき（配偶者が法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。）。

(2)～(3) [略]

(育児短時間勤務職員の給与の取扱い)

第17条 育児短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第18条 退職手当条例第9条の4第1項及び第10条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務（法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条において同じ。）をした期間は、同条例第9条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2～3 [略]

(部分休業をすることができない職員)

第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

(2) 育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(3) 職員が部分休業により養育しよう

(1)～(2) [略]

(育児短時間勤務をしている職員の給与の取扱い)

第17条 育児短時間勤務（法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条、次条及び付則第5項において同じ。）をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[表 略]

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第18条 退職手当条例第9条の4第1項及び第10条第4項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第9条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2～3 [略]

(部分休業をすることができない職員)

第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

とする時間において、養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合（配偶者が法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。）における当該職員

付 則

付 則

- 5 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例付則第13項第3号及び第4号の規定の適用については、同項第3号中「受けるべき給料月額」とあるのは「受けるべき給料月額を那覇市職員の育児休業等に関する条例第17条の規定により読み替えられた勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出率」という。）で除して得た額」と、給与条例付則第13項第4号中「受けるべき給料月額」とあるのは「受けるべき給料月額を算出率で除して得た額」とする。
- 6 給与条例付則第13項に規定する特定職員に対する第21条の規定の適用については、同条中「第2条」とあるのは、「付則第15項」とする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行し、改正後の付則第6項の規定は、平成22年12月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれこの条例による改正後の第3条第4号又は第11条第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

那覇市条例第16号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成5年那覇市条例第15号）の
一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1市が収集する一般廃棄物（ごみ）の処理の部燃やすごみ及び燃やさないごみの項の改正規定は、平成23年6月1日から施行する。
- この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

[改正前 別記]

別表第1(第28条関係)

区分		手数料
市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理	燃やすごみ及び燃やさないごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき 大 300円 中 200円 小 170円
	[略]	
一般廃棄物(し尿又は浄化槽汚泥)の処分	[略]	
	公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき <u>140円</u>
	公共下水道の供用が開始されていない区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき <u>70円</u>
[略]		

[改正後 別記]

別表第1(第28条関係)

区分		手数料
市が収集する一般廃棄物(ごみ)の処理	燃やすごみ及び燃やさないごみ	市の指定するごみ袋10枚入り1組につき 大 300円 中 200円 小 170円 <u>特小 120円</u>
	[略]	
一般廃棄物(し尿又は浄化槽汚泥)の処分	[略]	
	公共下水道の供用が開始されている区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき <u>35円</u>
	公共下水道の供用が開始されていない区域の浄化槽汚泥	10リットルにつき <u>17円</u>
[略]		

那覇市条例第17号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給水装置の種類) 第4条 給水装置は、次の<u>5種</u>とする。 (1) [略] (2) <u>共用給水装置 2戸以上で共用するもの</u> (3)～(5) [略] (管理人の選定) 第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。 (1) [略] (2) <u>給水装置を共用する者</u> (3) [略] 2 [略] (水道使用者等の届出) 第18条 [略] 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。 (1)～(2) [略] (3) <u>連合専用給水装置又は共用給水装置</u>の使用戸数に異動があったとき。 (4) [略] (料金納付義務) 第22条 [略] 2 <u>連合専用給水装置及び共用給水装置</u>の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。 (料金) 第23条 料金は、1月につき、次の表により算定した基本料金と従量料金の合計	(給水装置の種類) 第4条 給水装置は、次の<u>4種</u>とする。 (1) [略] (2)～(4) [略] (管理人の選定) 第15条 [略] (1) [略] (2) [略] 2 [略] (水道使用者等の届出) 第18条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] (3) 連合専用給水装置の使用戸数に異動があったとき。 (4) [略] (料金納付義務) 第22条 [略] 2 連合専用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負うものとする。 (料金) 第23条 料金は、1月につき、次の表により算定した基本料金と従量料金の合計

額に100分の105を乗じて得た額とする。
この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

[表 別記]

- 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、基本料金と従量料金の合計額とする。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における料金は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 使用日数が15日以内でメーター口径が25ミリメートル以下の場合において、使用水量が3立方メートル以下のときは、基本料金の2分の1の額とし、3立方メートルを超えるときは、基本料金の額とする。

(2) 使用日数が15日以内の場合において、メーターの口径が40ミリメートル以上のときは、基本料金の2分の1の額に従量料金の額を加えた額とする。

(3) [略]

2 [略]

備考

額とする。

[表 別記]

- 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、基本料金と従量料金の合計額に105分の100を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における料金は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号により算定した額とする。

(1) 使用日数が15日以内の場合は、基本料金の2分の1の額に従量料金の額を加えた額とする。

(2) [略]

2 [略]

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第23条、第25条及び第26条の規定は、平成23年7月以後の月分として算定又は認定する水道料金から適用し、同年6月以前の月分として算定又は認定する水道料金については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

[第23条の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金		従量料金(1立方メートルにつき)		
					使用水量(単位は立方メートル)	料金	
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	900円	使用水量5立方メートルまで	5を超え10まで	105円	
					10を超え15まで	146円	
					15を超え25まで	176円	
					25を超え35まで	221円	
					35を超え50まで	256円	
		25ミリメートル	2,000円		50を超え100まで	285円	
					100を超え300まで	311円	
					300を超えるもの	330円	
		40ミリメートル	4,300円		50まで	256円	
					50を超え100まで	285円	
					100を超え300まで	311円	
					300を超えるもの	330円	
		50ミリメートル	10,100円		100まで	285円	
					100を超え300まで	311円	
		75ミリメートル	22,100円		300を超えるもの	330円	
		100ミリメートル	58,200円		300まで	311円	
		150ミリメートル以上	100,800円		300を超えるもの	330円	
	連合栓用給水装置を使用するものは、メーター口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。						
公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき80円とする。						
共用給水装置	家事用	使用水量は、各戸均等に使用したものとみなし、1戸につき、基本料金は620円とし、従量料金(5立方メートルを超える使用水量)は1立方メートルにつき80円とする。					
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき 2,720円					
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき 330円					
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき 330円					
備考 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。							

[改正後 別記]

[第23条の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は立方メートル)	料金
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	620円	5まで	55円
				5を超え10まで	103円
				10を超え15まで	144円
				15を超え25まで	173円
				25を超え35まで	215円
		25ミリメートル	1,680円	35を超え50まで	250円
				50を超え100まで	278円
				100を超え300まで	303円
				300を超えるもの	322円
				40ミリメートル	4,160円
		50を超え100まで	278円		
		100を超え300まで	303円		
		50ミリメートル	9,870円	300を超えるもの	322円
	100まで			278円	
75ミリメートル	21,630円	100を超え300まで	303円		
100ミリメートル	57,540円	300を超えるもの	322円		
		300まで	303円		
150ミリメートル以上	103,600円	300を超えるもの	322円		
連合栓用給水装置を使用するものは、メーター口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。					
公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき70円とする。				
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき 2,650円			
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき 322円			
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき 322円			
備考 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。					

那覇市条例第18号

平成23年3月17日

公 布 済

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成14年那覇市条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>隔日勤務手当</u> (9)～(12) [略] (<u>隔日勤務手当</u>) 第10条 <u>隔日勤務手当</u>は、消防本部及び消防署に勤務する職員が<u>隔日勤務</u>又はこれに相当する勤務として市長が定めるものに従事したときに、勤務1当務につき、230円を支給する。 (手当額の特例) 第15条 [略] 2 次に掲げる特殊勤務手当の支給される勤務に従事した時間が勤務の特殊性を考慮して規則で定める時間に満たないときは、当該手当は支給しない。 (1)～(2) [略] (3) <u>隔日勤務手当</u>	(特殊勤務手当の種類) 第2条 [略] (1)～(7) [略] (8) <u>交替制勤務手当</u> (9)～(12) [略] (<u>交替制勤務手当</u>) 第10条 <u>交替制勤務手当</u>は、消防本部及び消防署に勤務する職員が<u>交替制勤務</u>又はこれに相当する勤務として市長が定めるものに従事したときに、勤務1当務につき、230円を支給する。 (手当額の特例) 第15条 [略] 2 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>交替制勤務手当</u>
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市条例第19号

平成23年3月17日

公 布 済

那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市総合福祉センター条例の一部を改正する条例

那覇市総合福祉センター条例(平成17年那覇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事業) 第3条 [略] 2～4 [略] 5 那覇市金城老人デイサービスセンター(以下「老人デイサービスセンター」という。)は、次に掲げる事業を行う。 (1) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第7条第11項</u>の通所介護を行う事業の場を提供すること。 (2)～(3) [略] 6 [略] (<u>利用時間</u>及び休館日) 第4条 センターの<u>利用時間</u>は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>第15条第1項</u>の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、<u>利用時間を変更することができる</u>。 2 [略] (利用期間) 第5条 老人デイサービスセンターの利用期間(第3条第5項第1号に規定する事業の利用期間に限る。)は、第8条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けた日から5年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、更新することができる。 (利用できる者) 第6条 [略] 2 [略] 3 児童館を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。	(事業) 第3条 [略] 2～4 [略] 5 [略] (1) 介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第8条第7項</u>の通所介護を行う事業の場を提供すること。 (2)～(3) [略] 6 [略] (<u>開館時間</u>及び休館日) 第4条 センターの<u>開館時間</u>は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>第17条第1項</u>の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、<u>臨時に開館時間を変更し、又は開館時間を超えて利用させることができる</u>。 2 [略] (利用期間) 第5条 老人デイサービスセンターの利用期間(第3条第5項第1号に規定する事業の利用期間に限る。)は、第8条第1項の許可を受けた日から5年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、更新することができる。 (利用できる者) 第6条 [略] 2 [略] 3 児童館を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。<u>この場合において、第1号に掲げる者は、第2号及び第3号に掲げ</u>

(1) [略] (2) [略] 4 老人憩の家を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。 (1) [略] (2) [略] 5 老人デイサービスセンターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。 (1) 介護保険法第7条第11項の通所介護を行う事業を行うことができる社会福祉団体 (2)～(3) [略] (利用許可) 第8条 センターを利用しようとする者は、市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。	<u>る者に優先して利用できるものとする。</u> (1) [略] (2) <u>母親クラブ、子ども会その他の児童の健全育成を目的とする団体</u> (3) [略] 4 老人憩の家を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。<u>この場合において、第1号又は第2号に掲げる者は第3号及び第4号に掲げる者に優先して利用できるものとする。</u> (1) [略] (2) <u>半数以上が前号に規定する者で構成されている老人クラブ等の団体</u> (3) <u>市民の福祉向上及び健康の保持増進に資する団体</u> (4) [略] 5 [略] (1) 介護保険法第8条第7項の通所介護を行う事業を行うことができる社会福祉団体 (2)～(3) [略] (利用許可) 第8条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可<u>(児童館については、専用して利用しようとするものに限る。以下「利用許可」という。)</u>を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 <u>指定管理者は、第3条第1項第2号に規定する事務所の利用については、事前に市長の承認を得て利用許可を行うものとする。</u> 3 <u>前2項の規定にかかわらず、前項に規定する事務所の利用許可について市長が特に必要と認めるときは、市長がこれを行う。この場合において、第1項中、「センター」とあるのは「第3条第1項第2号に規定する事務所」と、「指定管理</u>
--	---

2 [略]

者」とあるのは「市長」と読み替えて適用するものとする。

4 [略]

(利用料金)

第15条 別表第3に規定する施設の利用者(第4条第1項ただし書に規定する開館時間を超えて利用させる場合の利用者又は同条第2項に規定する臨時開館に係る利用者に限る。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項に規定する利用者は、利用料金を、指定管理者の定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合

(2) センター内に事務所を有する団体が利用する場合

(3) 障がい者が利用する場合

(4) 第6条第3項第2号に規定する母親クラブ又は子ども会が利用する場合

(5) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

第15条～第19条 〔略〕

別表第1(第4条関係)

施設名	利用時間
〔略〕	

第17条～第21条 〔略〕

別表第1(第4条関係)

施設名	開館時間
〔略〕	

〔別表第3 別記〕

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 5 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。

付 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第3条第5項第1号及び第6条第5項第1号の改正規定は公布の日から、第6条(同条第5項第1号に係る部分を除く。)及び第8条の改正規定は平成23年4月1日から施行する。

〔改正後 別記〕

別表第3(第15条関係)

施設名	種別	利用料金(1時間当たり)
社会福祉センター	会議室	1,600円
児童館	遊戯室	1,800円
	図書室	500円
	工作室	600円
老人憩の家	和室	1,500円

備考 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。

那覇市条例第20号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年那覇市条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議員報酬) 第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、次のとおりとする。 (1) 議長 <u>69万6,000円</u> (2) 副議長 <u>62万8,000円</u> (3) 議員 <u>58万8,000円</u> 2 [略]	(議員報酬) 第2条 [略] (1) 議長 <u>69万4,000円</u> (2) 副議長 <u>62万6,000円</u> (3) 議員 <u>58万6,000円</u> 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市条例第21号

平成23年 3 月17日

公 布 済

那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例をここに
公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例

那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例(1972年那覇市条例第13
号)は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第 6 号

平成23年 3 月28日

公 布 済

那覇市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計規則の一部を改正する規則

那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(歳入の徴収又は収納事務の委託) 第34条 [略] 2～5 [略] 6 収入事務受託者は、毎月分の収納実績について<u>翌月</u>10日までに受託収納実績書を会計管理者に提出しなければならない。 7～8 [略] 第34条の2 [略] 2 [略] 3 市税収納事務受託者は、市税を収納したときは、次に掲げる事務を行わなければならない。ただし、あらかじめ会計管理者の承認を得たときは、この限りでない。 (1)～(2) [略] (3) 毎月分の収納実績について、翌月の10日までに受託収納実績書を主管課長を経て会計管理者に<u>送付</u>すること。 4 前項第2号の受託収納内訳書が<u>送付</u>されたときは、主管課長は、収納金について、関係書類により検査確認しなければならない。 5～6 [略] (資金前渡) 第54条 令第161条第1項第15号及び第17号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) [略] (2) <u>公共的団体</u>に対し支払う経費 (3)～(5) [略] (6) 負担金、補助金、補償金、賠償金及び出資金	(歳入の徴収又は収納事務の委託) 第34条 [略] 2～5 [略] 6 収入事務受託者は、毎月分の収納実績について、<u>翌月の</u>10日までに受託収納実績書を<u>主管課長を経て</u>会計管理者に提出しなければならない。 7～8 [略] 第34条の2 [略] 2 [略] 3 [略] (1)～(2) [略] (3) 毎月分の収納実績について、翌月の10日までに受託収納実績書を主管課長を経て会計管理者に<u>提出</u>すること。 4 前項第2号の受託収納内訳書が<u>提出</u>されたときは、主管課長は、収納金について、関係書類により検査確認しなければならない。 5～6 [略] (資金前渡) 第54条 [略] (1) [略] (2) <u>公社</u>に対し支払う経費 (3)～(5) [略] (6) 負担金、補助金、<u>交付金</u>、補償金、賠償金及び出資金

(7)～(13) 〔略〕

(14) 介護保険事業の諸給付金及び主治医意見書作成料並びに高齢者祝金

(15)～(16) 〔略〕

(資金前渡受領者)

第55条 資金前渡を受ける者(以下「資金前渡受領者」という。)は、次に掲げる職員とする。ただし、会計管理者が特に認めた者についてはこの限りでない。

(1)～(2) 〔略〕

(3) 前2号以外の経費は、課長。ただし、課長が不在のときは、主務の主査

(資金前渡の精算)

第57条 資金前渡受領者は、精算報告書に証拠書類を添え、次の各号に掲げる期間内に精算し、会計管理者に提出しなければならない。

(1)～(2) 〔略〕

(3) その他の前渡金は、要務が終了した日から7日以内。ただし出納閉鎖期日までに要務終了の見込みのないときは、当該閉鎖期日までに精算すること。

2 〔略〕

3 給料及び職員手当の精算については、前項に該当する場合を除き、第1項の規定について会計管理者への送付を省略することができる。

(概算払)

第61条 令第162条第6号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 公共的団体に対し支払う経費

(2)～(6) 〔略〕

2 〔略〕

(7)～(13) 〔略〕

(14) 介護保険事業の諸給付金及び主治医意見書作成料

(15)～(16) 〔略〕

(17) 郵便振込みにより支払う経費

(資金前渡受領者)

第55条 〔略〕

(1)～(2) 〔略〕

(3) 前2号以外の経費は、課長。ただし、課長が不在のときは、主務のグループリーダー

(資金前渡の精算)

第57条 〔略〕

(1)～(2) 〔略〕

(3) その他の前渡金は、支払が終了した日から(出張先で支払った経費については帰庁後)7日以内。ただし出納閉鎖期日までに支払終了の見込みのないときは、当該閉鎖期日まで。

2 〔略〕

3 給料及び職員手当の精算については、前項に該当する場合を除き、第1項の規定について会計管理者への提出を省略することができる。

(概算払)

第61条 〔略〕

(1) 公社に対し支払う経費

(2)～(6) 〔略〕

(7) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく救護施設に支払う経費

2 〔略〕

(概算払の精算) 第62条 概算払を受けた者は、要務を終了した日から7日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。 2 [略] (前金払) 第63条 令第163条第8号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) <u>公共的団体</u>に対し支払う経費 (2)～(8) [略] 2 [略]	(概算払の精算) 第62条 概算払を受けた者は、用務を終了した日から7日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない。 2 [略] (前金払) 第63条 [略] (1) <u>公社</u>に対し支払う経費 (2)～(8) [略] 2 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則
この規則は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市規則第7号

平成23年3月28日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第3章 [略] 第4章 雑則(第62条・第63条) 付則 (時間外勤務手当) 第52条 [略] 2～3 [略] <u>4 条例第21条第3項の規則で定める勤務</u> <u>は、次の各号に掲げる職員の区分に応</u> <u>じ、当該各号に定める日における勤務と</u> <u>する。</u> <u>(1) 正規の勤務時間(勤務時間条例第6</u> <u>条に規定する正規の勤務時間をいう。</u> <u>次号において同じ。))を超えて勤務し</u> <u>た月においてその期間の全部を勤務</u> <u>時間条例第3条第1項の規定の適用を</u> <u>受ける職員として勤務した者(市長が</u> <u>定める職員を除く。)) 次に掲げる日</u> <u>ア 当該月における日曜日</u> <u>イ 当該月における週休日の振替(那</u> <u>覇市職員の勤務時間、休日及び休暇</u> <u>に関する条例施行規則(昭和47年那</u> <u>覇市規則第20号)第4条第2項に規定</u> <u>する週休日の振替をいい、勤務時間</u> <u>を割り振る日が日曜日であるもの</u> <u>に限る。))により週休日(勤務時間条</u> <u>例第3条第1項に規定する週休日を</u> <u>いう。以下同じ。))に変更された日</u> <u>(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した</u> <u>月においてその期間の全部を勤務時</u> <u>間条例第3条の2の規定の適用を受け</u> <u>る職員として勤務した者(市長が定め</u> <u>る職員を除く。)) 次に掲げる日</u>	目次 第1章～第3章 [略] 第4章 雑則(第62条―第64条) 付則 (時間外勤務手当) 第52条 [略] 2～3 [略]

ア 当該月における日曜日に相当する週休日

イ 当該月における週休日の振替(那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則第4条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日に相当する週休日であるものに限る。)により週休日に変更された日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員
前2号に掲げる職員との権衡を考慮して市長が定める日

(端数計算)

第58条の2 [略]

(端数計算)

第58条の2 [略]

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 条例付則第13項第3号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(条例第26条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第55条の3第2項に定める割合を乗じて得た額を加算した額)

(2) 条例付則第13項第4号に規定する勤勉手当減額対象額
(条例付則第13項の規定により減ずる額の日割計算)

第63条 給与期間の中途において、条例付則第13項に規定する特定職員(以下この条において「特定職員」という。)以外の者が特定職員となった場合又は特定職員が、特定職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第9条各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の条例付則第13項各号(第3号及び第4号を除く。)に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

第63条 〔略〕

第64条 〔略〕

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正後部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行し、改正後の第63条の規定は、平成22年12月1日から適用する。

那覇市規則第 8 号

平成23年 3 月28日

公 布 済

那覇市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市都市景観条例施行規則(平成4年那覇市規則第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(都市景観助成金の対象範囲と助成額) 第21条 [略] 2 都市景観助成金の助成額は、工事費の <u>2分の1</u> 以内とし、限度額は1件につき原則として100万円とする。	(都市景観助成金の対象範囲と助成額) 第21条 [略] 2 都市景観助成金の助成額は、工事費の <u>3分の2</u> 以内とし、限度額は1件につき原則として100万円とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第21条第2項の規定は、平成23年4月1日以後に都市景観助成金交付申請書の受付をしたものから適用し、同日前に都市景観助成金交付申請書の受付をしたものについては、なお従前の例による。

那覇市規則第 9 号

平成23年 3 月28日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則（平成19年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（12） [略] （13） 人事交流等職員 切替日以降に、<u>初任給規則第16条の人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。</u> （平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の支給） 第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。<u>次項において「特定職員」という。</u>）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする	（定義） 第2条 [略] （1）～（12） [略] （13） 人事交流等職員 切替日以降に、<u>次に掲げる者から引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。</u> <u>ア 初任給規則第16条に掲げる者</u> <u>イ 那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年那覇市条例第33号）第12条第1号に規定する退職派遣者</u> （平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の支給） 第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったも

異動又は初任給基準異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。

(1) 〔略〕

(2) 降格又は降任をした場合（改正初任給規則により職務の級が異なることとなった場合及び第5号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。）次に掲げる区分に応じ、次に定める額
ア 〔略〕

イ 平成22年1月1日以降に降格又は降任をした場合 切替日の前日に

のとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。）に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）には、その差額に相当する額（給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額）を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。

(1) 〔略〕

(2) 〔略〕

ア 〔略〕

イ 平成22年1月1日から平成22年11月30日までの間に降格又は降任をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額（基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額）から、降格又は降任をした日の前日に受けていた号給に対応する給料月額と降格又は降任後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格又は降任を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額に100分の99.83を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ 平成22年12月1日以降に降格又は降任をした場合 切替日の前日に

においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から、降格又は降任をした日の前日に受けていた号給に対応する給料月額と降格又は降任後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格又は降任を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

(3)～(5) [略]

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。

においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から、降格又は降任をした日の前日に受けていた号給に対応する給料月額と降格又は降任後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格又は降任を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

(3)～(5) [略]

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に前項各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。)であつて、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額(給与条例付則第13項に規定する特定職員にあつては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の規定は、平成22年12月1日から適用する。

那覇市規則第10号

平成23年 3 月31日

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備に関する規則

（那覇市公園条例施行規則の一部改正）

第1条 那覇市公園条例施行規則（1970年那覇市規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（公示事項を掲示する場所） 第17条 条例第12条の3第1項第1号の規則で定める場所は、建設管理部 <u>公園管理室</u> とする。 （保管工作物等一覧簿） 第18条 条例第12条の3第2項の規則で定める様式は保管工作物等記録票（第11号様式）とし、同項の規則で定める場所は建設管理部 <u>公園管理室</u> とする。	（公示事項を掲示する場所） 第17条 条例第12条の3第1項第1号の規則で定める場所は、建設管理部 <u>公園管理課</u> とする。 （保管工作物等一覧簿） 第18条 条例第12条の3第2項の規則で定める様式は保管工作物等記録票（第11号様式）とし、同項の規則で定める場所は建設管理部 <u>公園管理課</u> とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市予算決算規則の一部改正）

第2条 那覇市予算決算規則（1971年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第3（第24条関係）

合議事項		合議区分	企画財務部長	財政課長
(1)～(7) [略]				
(8) [略]	[略]			
	委託料（管財課又は <u>契約検査室</u> の分掌事務としての委託に係る委託料を除く。）で地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第3号及び第5号から第7号までに規定する随意契約によるもの		[略]	
(9) [略]				

[改正後 別記]

別表第3（第24条関係）

合議事項		合議区分	企画財務部長	財政課長
(1)～(7) [略]				

(8) [略]	[略]	
	委託料(管財課又は <u>契約検査課</u> の分掌事務としての委託に係る委託料を除く。)で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第3号及び第5号から第7号までに規定する随意契約によるもの	[略]
(9) [略]		

(那覇市会計規則の一部改正)

第3条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	
2 表又は様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	
3 表又は様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) 出納員

[表 略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
総務部	[略]	[略]	
	<u>平和交流・男女参画室</u>		
	室長		
	[略]		
[略]			
市民文化部	市民課		
	[略]		
	<u>市民協働推進課</u>		
	課長及び担当副参事		
	文化振興課		
	[略]		
[略]			
都市計画部	[略]		
	<u>契約検査室</u>		
	室長		
	[略]		

建設 管理 部	[略]	
	<u>道路管理室</u>	<u>室長</u>
	<u>公園管理室</u>	<u>室長</u>
	[略]	
	<u>市営住宅室</u>	<u>室長</u>
[略]		
教育 委員 会	[略]	
	市民スポーツ課	[略]
	<u>高校総体推進室</u>	<u>室長</u>
	文化財課	[略]
	[略]	

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) 出納員

[表 略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
総務部	[略]		[略]	
	平和交流・男女参画課	課長		
	[略]			
[略]				
市民文化部	市民生活安全課	課長		
	まちづくり協働推進課	課長		
	市民課	[略]		
	文化振興課	[略]		
	[略]			
[略]				
都市計画部	[略]			
	契約検査課	課長		
	[略]			
建設管理部	[略]			
	道路管理課	課長		
	公園管理課	課長		
	[略]			
	市営住宅課	課長		
[略]				

教 育 委 員 会	[略]	
	市民スポーツ課	[略]
	文化財課	[略]
	[略]	

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第4条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(総務部における課の分掌事務) 第5条 [略] 2 [略] 3 <u>平和交流・男女参画室</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] 4 [略] 5 管財課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) <u>土地開発公社の経営の健全化に関する計画の進行管理その他土地開発公社に関すること。</u> (10) <u>土地開発公社の保有土地のうち本市が公用又は公共用に供することを予定しているもの以外の土地の取得に関すること。</u> (11) 本市が取得した前号の土地の管理及び処分の総合調整に関すること。 6 新庁舎建設室の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) <u>庁舎の仮移転</u>に関すること。 (3) [略] (市民文化部における課の分掌事務) 第7条 <u>市民協働推進課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>市民との協働の推進に関すること。</u>	(総務部における課の分掌事務) 第5条 [略] 2 [略] 3 <u>平和交流・男女参画課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(9) [略] 4 [略] 5 [略] (1)～(8) [略] (9) 土地開発公社に関すること。 (10) 本市が<u>土地開発公社から</u>取得した土地の管理及び処分の総合調整に関すること。 6 [略] (1) [略] (2) <u>新庁舎への移転</u>に関すること。 (3) [略] (市民文化部における課の分掌事務) 第7条 <u>市民生活安全課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>交通安全及び防犯に関すること。</u>

- (2) 市民の市政参画に関すること。
- (3) 法律相談、陳情、市長への手紙その他の広聴に関すること。
- (4)～(5) [略]
- (6) コミュニティ振興に関すること。
- (7) 自治会活動支援に関すること。
- (8) NPO活動支援に関すること。
- (9) 市民憲章の推進に関すること。
- (10) 交通安全及び防犯に関すること。
- (11) 共同利用施設に関すること。

2～4 [略]

（環境部における課の分掌事務）

第9条 [略]

2 [略]

3 環境保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(9) [略]

（都市計画部における課の分掌事務）

第12条 [略]

2 建築指導課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(8) [略]

- (2) 市民憲章の推進に関すること。
- (3) 法律相談及び陳情、市長への手紙その他の広聴に関すること。
- (4)～(5) [略]

2 まちづくり協働推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協働によるまちづくりの推進に関すること。
- (2) 市民の市政参画に関すること。
- (3) コミュニティの振興に関すること。
- (4) 自治会の活動支援に関すること。
- (5) NPO活動の支援に関すること。
- (6) 共同利用施設に関すること。

3～5 [略]

（環境部における課の分掌事務）

第9条 [略]

2 [略]

3 [略]

- (1)～(9) [略]

- (10) 霊園及び公営墓地に関すること。

（都市計画部における課の分掌事務）

第12条 [略]

2 [略]

- (1)～(8) [略]

- (9) 長期優良住宅の認定に関すること。

- (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律

	<u>第91号)に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等に関すること。</u>
	<u>(11) 建築物の耐震改修の促進に関すること。</u>
	<u>(12) 狭あい道路(建築基準法第42条第2項に規定する道路に限る。)の整備に関すること。</u>
3～4 [略]	3～4 [略]
5 <u>契約検査室</u> の分掌事務は、次のとおりとする。	5 <u>契約検査課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(7) [略]	(1)～(7) [略]
(建設管理部における課の分掌事務)	(建設管理部における課の分掌事務)
第13条 [略]	第13条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 花とみどり課の分掌事務は、次のとおりとする。	3 [略]
(1) 公園、 <u>緑地及び霊園</u> の事業計画、設計、施工監理及び補助事業認可申請に関すること。	(1) 公園、 <u>緑地等</u> の事業計画、設計、施工監理及び補助事業認可申請に関すること。
(2)～(3) [略]	(2)～(3) [略]
4 [略]	4 [略]
5 <u>道路管理室</u> の分掌事務は、次のとおりとする。	5 <u>道路管理課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(9) [略]	(1)～(9) [略]
6 <u>公園管理室</u> の分掌事務は、次のとおりとする。	6 <u>公園管理課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 霊園の管理に関すること。	(2) 霊園(<u>墓地、納骨堂及び付属施設を除く。</u>)の管理に関すること。
7 <u>市営住宅室</u> の分掌事務は、次のとおりとする。	7 <u>市営住宅課</u> の分掌事務は、次のとおりとする。
(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
8 [略]	8 [略]
(総括課)	(総括課)
第15条 次の表の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる課を当該部の総括課とし、第5条から第13条までに定める当該	第15条 [略]

課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

部	総括課	事務
[略]		[略]
市民文化部	<u>市民協働推進課</u>	
[略]		

[別表 別記]

部	総括課	事務
[略]		[略]
市民文化部	<u>市民生活安 全課</u>	
[略]		

[別表 別記]

備考

- 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 5 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

部	局	課	室
総務部		[略]	
		平和交流・男女参画室	[略]
		[略]	
		管財課	土地開発公社健全化推進室
		[略]	
[略]			
市民文化部		市民協働推進課	[略]
		市民課	
		[略]	
[略]			
都市計画部		[略]	
		契約検査室	
建設管理部		[略]	
		道路管理室	
		公園管理室	
		[略]	
		市営住宅室	

[改正後 別記]
別表(第1条関係)

部	局	課	室
総務部		[略]	
		平和交流・男女参画課	[略]
		[略]	
		管財課	
		[略]	
[略]			
市民文化部		市民生活安全課	[略]
		まちづくり協働推進課	
		市民課	
		[略]	
[略]			
都市計画部		[略]	
		契約検査課	
建設管理部		[略]	
		道路管理課	
		公園管理課	
		[略]	
		市営住宅課	

（那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部改正）

第5条 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則(昭和56年那覇市規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（幹事会） 第4条 [略] 2 幹事会は幹事をもって組織し、幹事は次に掲げる者をもって充てる。 学校教育部副部長、総合青少年課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育研究所長、<u>市民協働推進課長</u>、健康推進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長 3～7 [略]	（幹事会） 第4条 [略] 2 幹事会は幹事をもって組織し、幹事は次に掲げる者をもって充てる。 学校教育部副部長、総合青少年課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育研究所長、<u>市民生活安全課長</u>、健康推進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長 3～7 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市営住宅条例施行規則の一部改正）

第6条 那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正す

る。

改正前	改正後
(市営住宅監理員) 第43条 条例第74条第1項に規定する市営住宅監理員は、 <u>市営住宅室長</u> をもって充てる。	(市営住宅監理員) 第43条 条例第74条第1項に規定する市営住宅監理員は、 <u>市営住宅課長</u> をもって充てる。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会規則の一部改正)

第7条 那覇市NPO活動支援センター指定管理者選定委員会規則(平成19年那覇市規則第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、市民文化部 <u>市民協働推進課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、市民文化部 <u>まちづくり協働推進課</u> において処理する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市規則第11号

平成23年3月31日

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市保育所設置及び管理条例施行規則(1964年那覇市規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																												
<table> <tr> <th>名称</th><th>定員</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市樋川保育所</td><td><u>65人</u></td></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原保育所</td><td><u>101人</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市泊保育所</td><td><u>105人</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	定員	[略]		那覇市樋川保育所	<u>65人</u>	那覇市宇栄原保育所	<u>101人</u>	[略]		那覇市泊保育所	<u>105人</u>	[略]		<table> <tr> <th>名称</th><th>定員</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市樋川保育所</td><td><u>50人</u></td></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原保育所</td><td><u>90人</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市泊保育所</td><td><u>91人</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	定員	[略]		那覇市樋川保育所	<u>50人</u>	那覇市宇栄原保育所	<u>90人</u>	[略]		那覇市泊保育所	<u>91人</u>	[略]	
名称	定員																												
[略]																													
那覇市樋川保育所	<u>65人</u>																												
那覇市宇栄原保育所	<u>101人</u>																												
[略]																													
那覇市泊保育所	<u>105人</u>																												
[略]																													
名称	定員																												
[略]																													
那覇市樋川保育所	<u>50人</u>																												
那覇市宇栄原保育所	<u>90人</u>																												
[略]																													
那覇市泊保育所	<u>91人</u>																												
[略]																													
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																													

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市規則第12号

平成23年 3 月31日

那覇市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計管理者の補助組織に関する規則の一部を改正する規則

那覇市会計管理者の補助組織に関する規則（1966年那覇市規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 会計管理者が不在のときは、 <u>出納室副参事</u> がその事務を代決する。	第4条 会計管理者が不在のときは <u>室長</u> が、 <u>室長も不在のときは副参事</u> がその事務を代決する。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市規則第13号

平成23年3月31日

那覇市職員職名等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員職名等規則の一部を改正する規則

那覇市職員職名等規則(1970年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
(職員) 第2条 職員の職位及び職名は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>職位</th><th>職名</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>主査級</td><td>主査 専門主査 室長 所長 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 環境整備主査 総合現業主査</td></tr> <tr> <td>主任級</td><td>主任主事 主任技師 主任保育士 主任学芸員 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任保健師 主任栄養士 主任予防技術員 主任環境整備員 主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員</td></tr> <tr> <td>主事級</td><td>主事 技師 学芸員 保育士 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業主査 調理員 運転手</td></tr> </table>	職位	職名	[略]	[略]	主査級	主査 専門主査 室長 所長 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 環境整備主査 総合現業主査	主任級	主任主事 主任技師 主任保育士 主任学芸員 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任保健師 主任栄養士 主任予防技術員 主任環境整備員 主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員	主事級	主事 技師 学芸員 保育士 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業主査 調理員 運転手	(職名等) 第2条 [略] <table> <tr> <th>職位</th><th>職名</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>主査級</td><td>主査 専門主査 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 環境整備主査 総合現業主査</td></tr> <tr> <td>主任級</td><td>主任主事 主任技師 主任保育士 主任学芸員 主任薬剤師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任保健師 主任栄養士 主任予防技術員 主任環境整備員 主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員</td></tr> <tr> <td>主事級</td><td>主事 技師 学芸員 保育士 薬剤師 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業主査 調理員 運転手</td></tr> </table>	職位	職名	[略]	[略]	主査級	主査 専門主査 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 環境整備主査 総合現業主査	主任級	主任主事 主任技師 主任保育士 主任学芸員 主任薬剤師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任保健師 主任栄養士 主任予防技術員 主任環境整備員 主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員	主事級	主事 技師 学芸員 保育士 薬剤師 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業主査 調理員 運転手
職位	職名																				
[略]	[略]																				
主査級	主査 専門主査 室長 所長 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 環境整備主査 総合現業主査																				
主任級	主任主事 主任技師 主任保育士 主任学芸員 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任保健師 主任栄養士 主任予防技術員 主任環境整備員 主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員																				
主事級	主事 技師 学芸員 保育士 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業主査 調理員 運転手																				
職位	職名																				
[略]	[略]																				
主査級	主査 専門主査 保育所長 児童館長 学芸員主査 予防主査 プラント整備主査 環境整備主査 総合現業主査																				
主任級	主任主事 主任技師 主任保育士 主任学芸員 主任薬剤師 主任理学療法士 主任言語聴覚士 主任保健師 主任栄養士 主任予防技術員 主任環境整備員 主任プラント整備員 主任運転手 主任調理員																				
主事級	主事 技師 学芸員 保育士 薬剤師 理学療法士 言語聴覚士 保健師 栄養士 電話交換手 用務員 予防技術員 環境整備員 総合現業主査 調理員 運転手																				
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。																					

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市規則第14号

平成23年 3 月31日

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児を行う職員の早出遅出勤務) <u>第9条 条例第6条の2第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u> (1) <u>就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。</u> (2) <u>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</u> (3) <u>8週間(多胎妊娠にあつては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</u> 2 [略] 第11条 前条第1項の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。 (1)～(3) [略] (4) <u>当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第9条に定める者に該当することとなったこと。</u> 2～4 [略] (育児を行う職員の深夜勤務の制限) 第12条 [略] 第13条 育児を行う職員は、条例第6条の3第1項に規定する深夜勤務の制限を受	(育児を行う職員の早出遅出勤務) 第9条 [略] 第11条 [略] (1)～(3) [略] 2～4 [略] (育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第12条 [略] 第13条 育児を行う職員は、条例第6条の3第1項に規定する深夜勤務の制限又は

けようとするときは、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。)について、その初日(以下「制限開始日」という。)及び末日(以下「制限終了日」という。)とする日を明らかにして、制限開始日の1月前までに請求を行うものとする。

2～3 [略]

(介護を行う職員の早出遅出勤務及び深夜勤務の制限)

第16条 第10条、第11条(第1項第3号及び第4号を除く。)、第13条及び第14条(第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、条例第6条の2第2項の要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第11条第1項第1号及び第14条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第11条第1項第2号及び第14条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

同条第2項若しくは第3項に規定する時間外勤務の制限を受けようとするときは、深夜における勤務又は時間外勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。)について、その初日(以下「制限開始日」という。)及び末日(以下「制限終了日」という。)とする日を明らかにして、制限開始日の1月前までに請求を行うものとする。この場合において、同条第2項及び第3項の規定による請求に係る期間が互いに重複しないようにしなければならない。

2～3 [略]

(介護を行う職員の早出遅出勤務又は深夜勤務若しくは時間外勤務の制限)

第16条 第10条、第11条(第1項第3号を除く。)、第13条及び第14条(第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、条例第6条の2第2項の要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第11条第1項第1号及び第14条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第11条第1項第2号及び第14条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市規則第15号

平成23年 3 月31日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第8条関係)			別表第1(第8条関係)		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
[略]			[略]		
[略] 健康推進課 特定健診課 こどもみらい 課	保健師	0.5	[略] 健康推進課 <u>保健所準備室</u> 特定健診課 こどもみらい 課 <u>子育て応援課</u> <u>教育委員会総務課</u>	保健師	0.5
[略]			[略]		
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。					

付 則

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1 人事課 障がい福祉課 チャーがんじゅう課 健康推進課 保健所準備室 特定健診課 こどもみらい課 子育て応援課 教育委員会総務課の項中教育委員会総務課の部分の規定は平成20年4月1日から、子育て応援課の部分の規定は平成21年4月1日から適用する。

那覇市規則第16号

平成23年 3 月31日

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第7(第22条関係)			別表第7(第22条関係)		
昇格時号給対応表			昇格時号給対応表		
ア～ウ [略]			ア～ウ [略]		
エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表			エ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表		
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給	
	2級	3級～6級		2級	3級～6級
[略]		[略]	[略]		[略]
94	<u>74</u>		94	<u>73</u>	
95	<u>75</u>		95	<u>74</u>	
96	<u>76</u>		96	<u>74</u>	
97	<u>77</u>		97	<u>75</u>	
98	<u>77</u>		98	<u>75</u>	
99	<u>78</u>		99	<u>76</u>	
100	<u>78</u>		100	<u>76</u>	
101	<u>79</u>		101	<u>77</u>	
102	<u>79</u>		102	<u>78</u>	
103	<u>80</u>		103	<u>79</u>	
[略]			[略]		
108	<u>82</u>		108	<u>81</u>	
[略]			[略]		
111	<u>83</u>		111	<u>82</u>	
112	<u>83</u>		112	<u>82</u>	
[略]			[略]		
114	<u>84</u>		114	<u>83</u>	
115	<u>84</u>		115	<u>83</u>	
116	<u>84</u>		116	<u>83</u>	
117	<u>85</u>		117	<u>84</u>	
118	<u>85</u>		118	<u>84</u>	
119	<u>85</u>		119	<u>84</u>	
120	<u>85</u>		120	<u>84</u>	
121	<u>86</u>		121	<u>85</u>	
122	<u>86</u>		122	<u>85</u>	
123	<u>86</u>		123	<u>85</u>	
[略]			[略]		
125	<u>87</u>		125	<u>86</u>	

126	<u>87</u>
[略]	
129	<u>88</u>
[略]	

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給	
	1級	2級～5級
[略]		[略]
73	<u>93</u>	
74	<u>94</u>	
75	<u>95</u>	
76	<u>96</u>	
77	<u>98</u>	
78	<u>100</u>	
79	<u>102</u>	
[略]		
81	<u>107</u>	
82	<u>110</u>	
83	<u>113</u>	
84	<u>116</u>	
85	<u>120</u>	
86	<u>124</u>	
87	<u>128</u>	
[略]		

126	<u>86</u>
[略]	
129	<u>87</u>
[略]	

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア～イ [略]

ウ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給	
	1級	2級～5級
[略]		[略]
73	<u>94</u>	
74	<u>96</u>	
75	<u>98</u>	
76	<u>100</u>	
77	<u>101</u>	
78	<u>102</u>	
79	<u>103</u>	
[略]		
81	<u>108</u>	
82	<u>112</u>	
83	<u>116</u>	
84	<u>120</u>	
85	<u>123</u>	
86	<u>126</u>	
87	<u>129</u>	
[略]		

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第17号

平成23年 3 月31日

那覇市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公害防止条例施行規則(昭和62年那覇市規則第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(拡声機の使用制限) 第7条 〔略〕 2 〔略〕 3 条例第21条第2項の規則で定める <u>区域</u> は、 <u>沖縄県公害防止条例(昭和51年沖縄県条例第2号)第48条第2項の規定により商業宣伝を目的とする拡声機の使用を禁止されている区域とする。</u> 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕	(拡声機の使用制限) 第7条 〔略〕 2 〔略〕 3 条例第21条第2項の規則で定める <u>静穏の保持を必要とする区域は、別表第2の1騒音に係る規制基準の備考2各号に掲げる施設の敷地境界線から50メートル以内の区域とする。</u> 〔別表第1 別記〕 〔別表第2 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 5 表又は様式の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

1 騒音に係る指定施設

1	金属加工機械 (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット未満のもの) (2) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン未満のもの) (3) ベンディングマシン(ロール式のものにあつては、原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの) (4) せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの)
2	圧縮機(冷凍機を含み、原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの)
3	送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの)
4	木材加工機械 (1) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (2) 帯のこ盤及び丸のこ盤(製材用又は木工用のものであつて、原動機の定格出力が0.75キロワット未満のもの) (3) かな盤(原動機の定格出力が0.75キロワット未満のもの)
5	石材加工機械 (1) 切断機 (2) 研摩機
6	集じん機
7	クーリングタワー(原動機の定格出力が0.75キロワット未満のもの)
8	走行クレーン (1) 天井走行クレーン (2) 門型走行クレーン
9	ボイラー
10	バーナー

備考 沖縄県公害防止条例施行規則(昭和51年沖縄県規則第31号)第4条第1項第4号に規定する騒音に係る施設を設置する工場又は事業場に設置されるものを除く。

2 悪臭に係る指定施設

1	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (1) 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るもの) (2) 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るもの) (3) 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るもの) (4) 鶏舎施設(30日未満の育成鶏に係る鶏舎を除き、鶏舎の総面積が100平方メートル未満の事業場に係るもの)
2	塗装の用に供する施設であつて、次に掲げるもの (1) 吹付施設(原動機を使用するものにあつては、塗料及び溶剤の使用量が1時間当たり3リットル未満のもの) (2) 乾燥施設

3	飲食店営業又は旅館業の用に供する ^{ちゅう} 厨房施設
4	廃棄物の処理の用に供する焼却施設(処理能力が1時間当たり100キログラム未満のもの又は火格子面積が1平方メートル未満のもの)
5	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 発酵施設 (5) 排水処理施設
6	調味料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 濃縮施設 (4) 精製施設 (5) 抽出施設 (6) ろ過施設 (7) 混合施設
7	パン・菓子製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 焼窯施設 (2) ^{ばい} 焙焼施設
8	酒類製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 発酵施設 (4) 蒸留施設
9	コーヒ－製造業の用に供する ^{ばいせん} 焙煎施設
10	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 乾燥施設 (3) 調和加香施設 (4) 調湿施設
11	木材・木製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 湯煮施設(煮蒸施設を含む。) (2) 乾燥施設 (3) はり合せ施設
12	鉄鋼・非鉄金属・金属製品・機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 金属溶解炉

	(2) 金属加熱炉 (3) 鍛造施設 (4) 鋳造型施設
13	洗濯業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 洗浄施設 (2) 乾燥施設
14	複写業の用に供するガス現像式ジアゾー複写機
15	と畜場の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 汚物だめ施設 (2) 汚水だめ施設
16	燃料の製造、供給又は販売の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 貯蔵施設 (2) ガス発生施設 (3) 充填 ^{てん} 施設 (4) 給油施設
17	燃料その他の物の燃焼による水その他の熱媒体の加熱の用に供するボイラー

3 粉じんに係る指定施設

1	堆積 ^{たい} 場(鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積 ^{たい} 場にあつては、面積が300平方メートル未満のもの)
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除き、鉱物、土石又はセメントの用に供するものにあつては、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.03立方メートル未満のもの)
3	破砕機及び摩砕機(湿式のもの及び密閉式のもの並びに鉱物、岩石又はセメントの用に供するものを除く。)
4	ふるい(湿式のもの及び密閉式のもの並びに鉱物、岩石又はセメントの用に供するものを除き、飼料又は有機質肥料の製造の用に供するものにあつては、原動機の定格出力が15キロワット未満のもの)
5	研摩施設(密閉式のもの及び粒体又は粉体を用いるものを除く。)
6	粉碎施設(飼料又は有機質肥料の製造の用に供するものにあつては、原動機の定格出力が15キロワット未満のもの)
7	製材施設(原動機の定格出力が15キロワット未満の動力のこぎり機を設置するもの)
8	切断施設
9	研削施設
10	貯蔵施設
11	乾燥施設
12	原動機を使用する吹付塗装施設

4 排出水に係る指定施設

1	手洗式車両洗浄施設(1日当たりの平均的な排出水の量が5立方メートル以上のもの)
2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るもの) (2) 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るもの) (3) 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るもの)

備考 沖縄県公害防止条例施行規則第4条第3号に規定する排出水に係る施設を設置する工場又は事業場に設置されるものを除く。

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

1 騒音に係る指定施設

1	金属加工機械 (1) 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット未満のもの) (2) 機械プレス(呼び加圧能力が294キロニュートン未満のもの) (3) ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの) (4) せん断機(原動機の定格出力が3.75キロワット未満のもの)
2	圧縮機(冷凍機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
3	送風機(排風機を含み、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
4	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
5	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除く。)であって、混練機の混練容量が0.45立方メートル未満のもの (2) アスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム未満のもの)
6	木材加工機械 (1) チッパー(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (2) 帯のこ盤及び丸のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの) (3) かな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット未満のもの)
7	石材加工機械 (1) 切断機 (2) 研磨機
8	集じん機
9	クーリングタワー(送風機を有するものを除く。)
10	走行クレーン (1) 天井走行クレーン (2) 門型走行クレーン
11	ボイラー
12	バーナー
13	製鋼用電気炉
14	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(原動機の定格出力が0.75キロワット以上の定置式のものに限る。)

2 悪臭に係る指定施設

1	畜産農業又はサービス業の用に供する施設(ふん尿を処理する施設を含む。)であつて、次に掲げるもの
---	---

	(1) 豚房施設 (2) 牛房施設 (3) 馬房施設 (4) 鶏舎施設
2	塗装の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 吹付施設 (2) 乾燥施設
3	飲食店営業又は旅館業の用に供する ^{ちゅう} 厨 房施設
4	廃棄物の処理の用に供する施設又は設備であって、次に掲げるもの (1) 焼却施設又は焼却設備 (2) 乾燥施設又は乾燥設備
5	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 原料処理施設 (3) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (4) 発酵施設 (5) 排水処理施設
6	調味料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 濃縮施設 (4) 精製施設 (5) 抽出施設 (6) ろ過施設 (7) 混合施設
7	パン・菓子製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 焼窯施設 (2) ^{ばい}焙焼施設
8	酒類製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料処理施設 (2) 湯煮施設(蒸煮施設を含む。) (3) 発酵施設 (4) 蒸留施設
9	コーヒー製造業の用に供する ^{ばい} 焙煎施設
10	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料貯蔵施設 (2) 乾燥施設

	(3) 調和加香施設 (4) 調湿施設
11	木材・木製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 湯煮施設(煮蒸施設を含む。) (2) 乾燥施設 (3) はり合せ施設
12	鉄鋼・非鉄金属・金属製品・機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 金属溶解炉 (2) 金属加熱炉 (3) 鍛造施設 (4) 鋳型造型施設
13	洗濯業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 洗淨施設 (2) 乾燥施設
14	複写業の用に供するガス現像式ジアゾー複写機
15	と畜場の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 汚物だめ施設 (2) 汚水だめ施設
16	燃料の製造、供給又は販売の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 貯蔵施設 (2) ガス発生施設 (3) 充填施設 (4) 給油施設
17	燃料その他の物の燃焼による水その他の熱媒体の加熱の用に供するボイラー
18	紙製品の製造の用に供する蒸解施設
19	動植物油の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料置場 (2) 煮沸施設
20	し尿処理施設(浄化槽を除く。)
21	下水道終末処理場
22	ガラス繊維強化プラスチック製品の製造又は加工の用に供する施設

3 粉じんに係る指定施設

1	鉱物(コークスを含む。以下同じ。)又は土石の堆積場(面積が300平方メートル未満のもの)
2	鉱物、土石又はセメントの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの

3	おがくず又は木材チップの用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア(密閉式のものを除く。)であって、ベルトの幅が60センチメートル未満のもの又はバケットの内容積が0.01立方メートル未満のもの
4	鉱物、岩石又はセメントの用に供する破砕機及び摩砕機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
5	木材又はコンクリートの用に供する破砕機及び摩砕機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
6	鉱物、岩石又はセメントの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
7	木材又はコンクリートの用に供するふるい(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)であって、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの
8	飼料又は有機質肥料の製造の用に供する粉碎施設及びふるい(原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの)
9	研磨施設(密閉式のものを除く。)
10	製材施設
11	切断施設
12	研削施設
13	貯蔵施設
14	乾燥施設
15	原動機を使用する吹付塗装施設

4 排水水に係る指定施設

1	手洗式車両洗浄施設(1日当たりの平均的な排水水の量が5立方メートル以上のもの)
2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るもの) (2) 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るもの) (3) 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るもの)

備考 沖縄県生活環境保全条例施行規則(平成21年沖縄県規則第49号)第6条に規定する汚水等排水施設を設置する工場又は事業場に設置されるものを除く。

[改正前 別記]

別表第2(第4条関係)

1 騒音に係る規制基準

[表 略]

備考

1 [略]

2 この表に掲げる地域の区分のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く地域で次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの地域内における当該基準は、それぞれこの表に定める値から5デシベル減じた値とする。ただし、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種住居地域、準住居地域及び臨港地区の分区を除く第1種住居地域の午後9時から翌日の午前6時までについては、この限りでない。

(1) [略]

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する乳児院及び保育所

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの

(4) [略]

(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第14条第1項第2号に規定する特別養護老人ホーム

3～5 [略]

6 騒音の測定は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計、C1503に定める簡易騒音計又は国際電気標準会議のPub179に定める精密騒音計を用いて行うものとする。この場合において、聴感補正回路は、A特性を用いることとする。

7 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、音圧レベルの決定は、次のとおりとする。

(1)～(2) [略]

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

2～3 [略]

4 排水に係る規制基準

(1) 環境項目に係るもの

項目	許容限度
浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	90(日間平均70)

備考

1 この表に掲げる規制基準は、畜産農業又はサービス業の用に供する施設を設置する指示工場等に係る排水については、適用しない。

2 日間平均による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 測定方法は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法によるものとする。

(2) 畜産農業又はサービス業の用に供する施設を設置する指定工場等に係る排水の水質の汚濁を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

ア 畜舎のふん尿及びこれを含んだ汚水を公共用水域に排出する場合は、畜舎内又は処理施設でふんの大部分を除去すること。

イ ふん尿及びその汚水を貯留する施設は、^{いつ}溢流、漏水等のないような適切な規模及び構造とすること。

ウ ア及びイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

[改正後 別記]

別表第2(第4条関係)

1 騒音に係る規制基準

[表 略]

備考

1 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する乳児院及び保育所

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

(4) [略]

(5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

3～5 [略]

6 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(F A S T)を用いることとする。

7 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

(1)～(2) [略]

(3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

(4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

2～3 [略]

4 排水に係る規制基準

畜産農業又はサービス業の用に供する施設を設置する指定工場等に係る排水の水質の汚濁を防止するため、次に掲げる措置を有効に講ずるものとする。

(1) 畜舎のふん尿及びこれを含んだ汚水を公共用水域に排出する場合は、畜舎内又は処理施設でふんの大部分を除去すること。

(2) ふん尿及びその汚水を貯留する施設は、溢流、漏水等のないような適切な規模及び構造とすること。

(3) (1)及び(2)に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

那覇市規則第18号

平成23年 3 月31日

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市物品会計規則の一部を改正する規則

那覇市物品会計規則(平成3年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
(購入依頼の受付期間) 第13条 物品の購入依頼は、年間単価契約物品については毎年5月から翌年2月まで、年間単価契約外物品については毎年4月から翌年1月まで受け付けるものとする。 2 毎月の受付期間は、年間単価契約物品については2日から6日まで、年間単価契約外物品については21日から25日までとする。ただし、受付期間中に本市の休日があるときは、管財課長は、受付期間を延長するものとする。 3 管財課長は、1月及び2月中において必要があると認めるときは、受付期間を変更することができる。この場合においては、課長にその旨を通知しなければならない。 4 受付期間外で急を要する特別な理由があるときは、その理由を記した受付期間外物品購入依頼書を添えて購入依頼することができる。	(購入依頼の受付期間) 第13条 物品の購入依頼の受付期間は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>受付期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間単価契約物品</td><td>3月及び4月を除く毎月2日から6日まで。</td></tr> <tr> <td>年間単価契約外物品</td><td>1月から3月までを除く毎月21日から25日まで。</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の規定にかかわらず、受付期間中に本市の休日があるときは、管財課長は、受付期間を変更することができる。この場合においては、課長にその旨を通知しなければならない。 3 前2項の規定にかかわらず、管財課長が特別な理由があるとき、課長は、その理由を記した受付期間外物品購入依頼書を添えて購入依頼することができる。		受付期間	年間単価契約物品	3月及び4月を除く毎月2日から6日まで。	年間単価契約外物品	1月から3月までを除く毎月21日から25日まで。
	受付期間						
年間単価契約物品	3月及び4月を除く毎月2日から6日まで。						
年間単価契約外物品	1月から3月までを除く毎月21日から25日まで。						
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。							

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市規則第19号

平成23年 3 月31日

那覇市職員の子育休等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の育児休業等に関する規則(平成4年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(条例第3条第4号の規定による規則で定める子の養育方法)</u> <u>第4条</u> 条例第3条第4号の規則で定める方法は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法とする。 <u>第5条～第6条</u> [略] (育児休業に係る子が死亡した場合等の届出) <u>第7条</u> 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。 (1)～(3) [略] (4) <u>条例第5条第1号に規定する事由が生じた場合</u> 2～3 [略] (育児休業をしている職員の職務復帰) <u>第8条</u> 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(条例第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。 <u>第9条</u> [略] (育児休業に伴う任期付採用職員に係る通知書の交付)	<u>第4条～第5条</u> [略] (育児休業に係る子が死亡した場合等の届出) <u>第6条</u> [略] (1)～(3) [略] 2～3 [略] (育児休業をしている職員の職務復帰) <u>第7条</u> 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき(条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。 <u>第8条</u> [略] (育児休業に伴う任期付採用職員に係る通知書の交付)

第10条 任命権者は、次に掲げる場合には、通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって通知書の交付に替えることができる。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合

(2)～(3) [略]

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第11条 条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第24条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

(2)～(3) [略]

(育児短時間勤務承認請求書)

第12条 条例第13条に規定する請求は、育児短時間勤務承認請求書(第5号様式)により行うものとする。

2 [略]

(条例第11条第5号の規定による規則で定める子の養育方法)

第13条 第4条の規定は、条例第11条第5号の規則で定める方法について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第14条 第7条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、

第9条 [略]

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合

(2)～(3) [略]

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第10条 [略]

(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間及び教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

(2)～(3) [略]

(育児短時間勤務承認請求書)

第11条 条例第13条に規定する請求は、育児短時間勤務承認請求書(第4号様式)により行うものとする。

2 [略]

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第12条 第6条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

<u>同条第1項第4号中「第5条第1号」とあるのは、「第14条第1号」と読み替えるものとする。</u> <u>第15条</u> 〔略〕 （部分休業の手續） <u>第16条</u> 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（<u>第4号様式</u>）により行うものとする。 2 第2条第2項及び<u>第14条</u>の規定は、部分休業について準用する。 第1号様式 〔略〕 第2号様式 〔略〕 第3号様式 〔略〕 〔第4号様式 別記〕 〔<u>第5号様式</u> 別記〕	<u>第13条</u> 〔略〕 （部分休業の手續） <u>第14条</u> 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（<u>第5号様式</u>）により行うものとする。 2 第2条第2項及び<u>第12条</u>の規定は、部分休業について準用する。 第1号様式（<u>第2条関係</u>） 〔略〕 第2号様式（<u>第3条関係</u>） 〔略〕 第3号様式（<u>第6条関係</u>） 〔略〕 〔<u>第4号様式</u> 別記〕 〔<u>第5号様式</u> 別記〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5 改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）の表示に対応する改正後の欄中に当該様式の表示がない場合は、当該改正様式を削る。 6 改正後の欄中の様式（以下「改正後様式」という。）の表示に対応する改正前の欄中に当該様式の表示がない場合は、当該改正後様式を加える。	

付 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第4号様式

部 分 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者) 様 請求年月日 年 月 日 請求者 所 属 職名・氏名 印 下記のとおり部分休業の承認を請求します。										
1 請求に係る子					2 請求者以外の子の親					
氏 名					氏 名					
続 柄					子との同居・別居		☐ 同居		☐ 別居	
生 年 月 日					就 業 の 有 無		☐ 有		☐ 無	
3 請求期間 及び時間		期 間				時 間				
		年 月 日から		☐ 毎 日		午前 時 分～		時 分		
		年 月 日まで		☐ その他 ()		午後 時 分～		時 分		
		年 月 日から		☐ 毎 日		午前 時 分～		時 分		
		年 月 日まで		☐ その他 ()		午後 時 分～		時 分		
4 備 考										
(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。 ② 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合には、その内容を「4 備考欄」に記入すること。 ③ 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。 ④ 該当する□欄にはレ印を記入すること。										
受理年月日		年 月 日			☐ 承 認 ☐ 不承認					
決 裁 年 月 日		年 月 日			所 属 長 確 認 欄					
決 裁 欄	部 長	副部長	課 長	主幹等	担 当	部 長	副部長	課 長	主幹等	担 当

(裏面)

(人事課記入欄)

年 月 分

日付	失効又は取り消された時間		時間数	請求者印	課長印	主幹等印	担当者印	備考
	午前	午後						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					

[改正前 別記]

第5号様式

育児短時間勤務承認請求書

[略]	
5 勤務の形態	週 時間勤務 (育児休業法第 12 条第 1 項 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号 ☐ 第 4 号 ☐ 第 5 号 の勤務の形態)
[略]	

[改正後 別記]

第4号様式(第11条関係)

育児短時間勤務承認請求書

[略]	
5 勤務の形態	週 時間勤務 (育児休業法第 10 条第 1 項 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 ☐ 第 3 号 ☐ 第 4 号 ☐ 第 5 号 の勤務の形態)
[略]	

[改正後 別記]

第5号様式(第14条関係)

部 分 休 業 承 認 請 求 書

(任命権者) 様 請求年月日 年 月 日 請求者 所 属 職名・氏名 印 下記のとおり部分休業の承認を請求します。										
1 請求に係る子					2 請求者以外の子の親					
氏 名					氏 名					
続 柄					子との同居・別居		☐ 同居		☐ 別居	
生 年 月 日					就 業 の 有 無		☐ 有		☐ 無	
3 請求期間 及び時間		期 間				時 間				
		年 月 日から		☐ 毎 日		午前 時 分～		時 分		
		年 月 日まで		☐ その他 ()		午後 時 分～		時 分		
3 請求期間 及び時間		年 月 日から		☐ 毎 日		午前 時 分～		時 分		
		年 月 日まで		☐ その他 ()		午後 時 分～		時 分		
4 備 考										
(注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(住民票等)を添付すること(写しでも可)。 ② 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合には、その内容を「4 備考欄」に記入すること。 ③ 部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。 ④ 該当する□欄にはレ印を記入すること。										
受理年月日		年 月 日			☐ 承 認 ☐ 不承認					
決 裁 年 月 日		年 月 日			所 属 長 確 認 欄					
決 裁 欄	部 長	副部長	課 長	主幹等	担 当	部 長	副部長	課 長	主幹等	担 当

(裏面)

(人事課記入欄)

年 月分

日付	失効又は取り消された時間		時間数	請求者印	課長印	主幹等印	担当者印	備考
	午 前	午 後						
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分					

那覇市規則第20号

平成23年 3 月31日

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則（平成5年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
（ごみ袋等の規格） 第21条 前条第1項第1号のごみ袋及び粗大ごみ処理券の規格は、次のとおりとし、市章その他必要な文字を記入するものとする。	（ごみ袋等の規格） 第21条 [略]																		
<table><tr><th>指定ごみ袋等</th><th>規格(縦×横)mm</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>指定ごみ袋 小</td><td>[略]</td></tr><tr><td>粗大ごみ処理券</td><td>[略]</td></tr></table>	指定ごみ袋等	規格(縦×横)mm	[略]		指定ごみ袋 小	[略]	粗大ごみ処理券	[略]	<table><tr><th>指定ごみ袋等</th><th>規格(縦×横)mm</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>指定ごみ袋 小</td><td>[略]</td></tr><tr><td>指定ごみ袋 特小</td><td>500×350</td></tr><tr><td>粗大ごみ処理券</td><td>[略]</td></tr></table>	指定ごみ袋等	規格(縦×横)mm	[略]		指定ごみ袋 小	[略]	指定ごみ袋 特小	500×350	粗大ごみ処理券	[略]
指定ごみ袋等	規格(縦×横)mm																		
[略]																			
指定ごみ袋 小	[略]																		
粗大ごみ処理券	[略]																		
指定ごみ袋等	規格(縦×横)mm																		
[略]																			
指定ごみ袋 小	[略]																		
指定ごみ袋 特小	500×350																		
粗大ごみ処理券	[略]																		
備考 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。																			

付 則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

那覇市規則第21号

平成23年 3 月31日

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則（平成10年那覇市規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記] [別表第4 別記]	[別表第2 別記] [別表第4 別記]
備考 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第2（第26条関係）

改良市営住宅

名称	1戸につき月額家賃 (円)	1戸当たりの床面積 (平方メートル)	建設年度
[略]			
那覇市壺川東市営住宅	36,000	[略]	
那覇市壺川東市営住宅	30,600	[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表第2（第26条関係）

改良市営住宅

名称	1戸につき月額家賃 (円)	1戸当たりの床面積 (平方メートル)	建設年度
[略]			
那覇市壺川東市営住宅	36,000	[略]	
那覇市壺川東市営住宅	<u>36,500</u>	<u>70.80</u>	<u>昭和63年</u>
那覇市壺川東市営住宅	30,600	[略]	
[略]			

[改正前 別記]

別表第4(第38条関係)

市営住宅名称	1区画当たり使用料(月額)
[略]	
那覇市識名市営住宅	[略]

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第38条関係)

市営住宅名称	1区画当たり使用料(月額)
[略]	
那覇市識名市営住宅	[略]
那覇市宇栄原市営住宅	5,000円

備考 [略]

那覇市規則第22号

平成23年3月31日

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（平成13年那覇市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表又は様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 3 表又は様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 改正後の別表平和交流・男女参画課の部非常勤通訳の項報酬の額(円)の欄の規定
平成22年5月1日
 - (2) 改正後の別表保護管理課の部適正保護推進員の項の規定
平成22年12月1日
 - (3) 改正後の別表子育て応援課の部療育センター非常勤保健師の項の規定
平成23年1月1日

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
平和交流・男女参画室	非常勤通訳	日額 8,430
	[略]	
人事課	心理相談員	日額 10,540
	非常勤栄養士	[略]
[略]		
資産税課	[略]	
	固定資産非常勤窓口事務員	[略]
[略]		
市民協働推進課	[略]	
	那覇市消費生活相談補助員	[略]
	市民協働推進員	日額 6,060
市民課	[略]	
[略]		
博物館	[略]	
	非常勤事務員	[略]
商工農水課	チャレンジショップマネージャー	時給 1,110
	チャレンジショップ管理員	時給 890
	那覇市就職相談員	[略]
	[略]	
なはまちなか振興課	[略]	
	公設市場事務補助非常勤職員	[略]
環境政策課	[略]	
	ゼロエミッション推進非常勤職員	[略]
	ISO14001推進業務非常勤	[略]
環境保全課	狂犬病予防事務補助員	[略]
[略]		
障がい福祉課	[略]	
	補装具・用具給付受付相談員	日額 8,170
	[略]	
ちゃーがんじゅう課	[略]	
	介護相談員	[略]
	介護認定調査員	[略]
	[略]	
	認定調査割り付け相談員	[略]
	介護保険コンピューター操作員	[略]
	[略]	
	介護保険給付費適性化点検員	[略]
	介護保険料非常勤職員	[略]
保護管理課	[略]	
	医療事務担当非常勤職員	[略]
	介護扶助事務担当非常勤職員	日額 7,140

	介護扶助適正給付推進職員	日額 7,140
	[略]	
	適正保護推進員	日額 8,700
	非常勤扶養調査職員	[略]
	社会保障生計調査員	日額 6,270
	児童自立支援員	[略]
	[略]	
[略]		
こども政策課	[略]	
	預かり保育指導員	[略]
[略]		
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	[略]
	育児専門支援員	[略]
	[略]	
	乳幼児医療費等取扱非常勤職員	[略]
	[略]	
	療育センター非常勤保健師	日額 9,080
	特別支援非常勤ヘルパー	[略]
	[略]	
[略]		
契約検査室	契約事務非常勤職員	[略]
	機械設備検査非常勤職員	日額 9,800
公園管理室	[略]	
土木管理事務所	[略]	
[略]		
学校教育課	特別支援非常勤ヘルパー	[略]
	[略]	
	理科支援員	[略]
	理科支援事務員	日額 6,240
[略]		
議会事務局	[略]	
	議会史編さん室参与	[略]
	議会史編さん員	月額 170,600
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
平和交流・男女参画課	非常勤通訳	日額 10,540
	[略]	
人事課	心理相談員	日額 8,430
	非常勤栄養士	[略]
	職員研修非常勤事務員	日額 5,850
[略]		
資産税課	[略]	
	固定資産非常勤窓口事務員	[略]
	償却資産非常勤事務員	日額 6,270
[略]		
市民生活安全課	[略]	
	那覇市消費生活相談補助員	[略]
まちづくり協働推進課	市民協働推進員	日額 6,060
市民課	[略]	
[略]		
博物館	[略]	
	歴史博物館非常勤事務員	[略]
	壺屋焼物博物館非常勤事務員	日額 5,510
商工農水課	那覇市就職相談員	[略]
	[略]	
なはまちなか振興課	[略]	
	公設市場事務補助非常勤職員	[略]
	チャレンジショップマネージャー	時給 1,100
	チャレンジショップ管理員	時給 890
	路上喫煙防止指導員	日額 7,500
環境政策課	[略]	
	地球温暖化対策推進員	[略]
	ISO14001推進業務非常勤	[略]
	緑のカーテン・屋上・壁面緑化推進員	日額 9,990
環境保全課	狂犬病予防事務補助員	[略]
	公営墓地管理事務非常勤職員	日額 6,060
[略]		
障がい福祉課	[略]	
	補装具・用具給付受付相談員	日額 7,140
	[略]	
ちゃーがんじゅう課	[略]	
	介護相談員	[略]
	介護認定主任調査員	日額 9,650
	介護認定調査員	[略]
	[略]	

	認定調査割り付け相談員	[略]
	介護認定審査事務員	日額 6,270
	介護保険コンピューター操作員	[略]
	[略]	
	介護保険給付費適性化点検員	[略]
	地域密着型サービス事業非常勤職員	日額 6,270
	介護保険料非常勤職員	[略]
保護管理課	[略]	
	医療事務担当非常勤職員	[略]
	介護扶助適正給付推進職員	日額 9,330
	[略]	
	適正保護推進員	日額 9,990
	非常勤扶養調査職員	[略]
	児童自立支援員	[略]
	[略]	
[略]		
こども政策課	[略]	
	預かり保育指導員	[略]
	幼稚園保育料徴収補助員	日額 5,510
	庶務事務補助員	日額 5,510
[略]		
子育て応援課	児童手当等事務従事非常勤職員	[略]
	児童扶養手当事務従事非常勤職員	日額 7,350
	育児専門支援員	[略]
	[略]	
	こども医療費等取扱非常勤職員	[略]
	[略]	
	療育センター非常勤保健師	日額 10,080
	特別支援教育非常勤ヘルパー	[略]
	[略]	
[略]		
契約検査課	契約事務非常勤職員	[略]
公園管理課	[略]	
市営住宅課	市営住宅非常勤職員	日額 5,850
土木管理事務所	[略]	
[略]		
学校教育課	特別支援教育非常勤ヘルパー	[略]
	[略]	
	理科支援員	[略]
	特別支援教育相談員	日額 11,040
	特別支援教育相談補助員	日額 10,540
[略]		
議会事務局	[略]	
	議会史編さん室参与	[略]
[略]		

那覇市規則第23号

平成23年3月31日

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則（平成14年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第15号様式 別記]	[第15号様式 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市国民健康保険条例施行規則の規定にかかわらず、様式については、なお当分の間、適宜修正の上従前の様式を使用することができる。

[改正前 別記]

第15号様式

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

[略]

[略]

振込先口座記入欄

※ ご注意

[略]

- ・出産育児一時金の額は35万円です。ただし、産科医療補償制度を利用した場合は、3万円が加算されます。

[略]

国保長寿医療課

[略]

支給決定額

35万円

38万円

[改正後 別記]

第15号様式

国民健康保険出産育児一時金支給申請書

[略]

[略]

振込先口座記入欄

※ ご注意

[略]

- ・出産育児一時金の額は39万円です。ただし、産科医療補償制度を利用した場合は、3万円が加算されます。

[略]

国保長寿医療課

[略]

支給決定額

39万円

38万円

那覇市規則第24号

平成23年3月31日

那覇市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市総合福祉センター条例施行規則（平成17年那覇市規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用許可) 第2条 条例第3条第1項第2号に規定する<u>事務所の提供を受けるため那覇市社会福祉センターを利用しようとする者又は当該利用許可を受けた事項を変更しようとする者は、那覇市社会福祉センター事務所利用・変更申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。</u> 2 [略]	(利用許可) 第2条 条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により利用許可を受けようとする者又は当該利用許可を受けた事項を変更しようとする者は、<u>那覇市社会福祉センター事務所利用・変更申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。</u> 2 [略] (利用料金の返還) 第3条 条例第15条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>天災その他利用者の責めに帰すことができない理由により施設を利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額</u> (2) <u>その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額</u> (利用料金の減免) 第4条 条例第16条の規定により利用料金を減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) <u>条例第16条第1号(本市が共催する行事に利用する場合を除く。)から第4号までに規定する場合 全額</u> (2) <u>本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額</u> (3) <u>その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額</u>

第3条 [略]

(公告)

第4条 市長は、条例第15条第1項の規定により那覇市総合福祉センター(以下「センター」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第15条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法

(5) [略]

(指定申請)

第5条 [略]

2 条例第15条第3項の規則で定める申請書は、那覇市総合福祉センター指定管理者指定申請書(第3号様式)とする。

3 条例第15条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) [略]

(指定等)

第6条 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をするときは、那覇市総合福祉センター指定管理者指定書(第4号様式)を交付する。

2 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市総合福祉センター指定管理者不指定通知書(第5号様式)を交付する。

第7条～第8条 [略]第3号様式(第5条関係)那覇市総合福祉センター指定管理者指定
申請書

[略]

那覇市総合福祉センター条例第15条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

[略]

第5条 [略]

(公告)

第6条 市長は、条例第17条第1項の規定により那覇市総合福祉センター(以下「センター」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 条例第17条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法

(5) [略]

(指定申請)

第7条 [略]

2 条例第17条第3項の規則で定める申請書は、那覇市総合福祉センター指定管理者指定申請書(第3号様式)とする。

3 条例第17条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(8) [略]

(指定等)

第8条 市長は、条例第17条第1項の規定による指定をするときは、那覇市総合福祉センター指定管理者指定書(第4号様式)を交付する。

2 市長は、条例第17条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市総合福祉センター指定管理者不指定通知書(第5号様式)を交付する。

第9条～第10条 [略]第3号様式(第7条関係)那覇市総合福祉センター指定管理者指定
申請書

[略]

那覇市総合福祉センター条例第17条第2項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。

[略]

第4号様式(第6条関係) [略] 那覇市総合福祉センター指定管理者指定書 年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市総合福祉センター条例第15条第1項の規定により、下記のとおり指定します。 [略] 第5号様式(第6条関係) [略]	第4号様式(第8条関係) [略] 那覇市総合福祉センター指定管理者指定書 年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那覇市総合福祉センター条例第17条第1項の規定により、下記のとおり指定します。 [略] 第5号様式(第8条関係) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市規則第25号

平成23年 3 月31日

那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例施行規則を廃止する
規則

那覇都市計画事業寄宮地区土地区画整理事業施行条例施行規則(昭和48年那覇市
規則第33号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

那覇市訓令第 3 号

平成23年 3 月31日

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定め
る。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(那覇市請負工事検査規程の一部改正)

第1条 那覇市請負工事検査規程(1971年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(検査員) 第2条 [略] 2 検査員は、 <u>契約検査室</u> の職員とする。 3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる場合は当該各号に定めるところにより、別に検査員を任命する。 (1)～(2) [略] (3) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもののうち <u>契約検査室</u> と主管課の協議により施工技術の簡易性等において前号に準ずると決定したもの 主管課の職員 (4) [略]	(検査員) 第2条 [略] 2 検査員は、 <u>契約検査課</u> の職員とする。 3 [略] (1)～(2) [略] (3) 緊急を要する小規模の改修工事等で随意契約によるもののうち <u>契約検査課</u> と主管課の協議により施工技術の簡易性等において前号に準ずると決定したもの 主管課の職員 (4) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市事務決裁規程の一部改正)

第2条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考 1 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 表又は様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 3 表又は様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		

平和交流・ 男女参画室	[略]	[略]
[略]		
納税課	[略]	
市民協働推 進課	陳情等に係る所管の決定に関する <u>こと。</u>	課長
	交通安全に関する <u>こと。</u>	課長
	協働型まちづくりに関する <u>こと。</u>	課長
	コミュニティー支援に関する <u>こと。</u>	課長
	自治会に関する <u>こと。</u>	課長
	NPO活動支援に関する <u>こと。</u>	課長
市民課	[略]	
[略]		
環境保全課	[略]	
	墓地等の経営に係る意見書に関する <u>こと。</u>	[略]
	畜犬登録に関する <u>こと。</u>	[略]
	[略]	
[略]		
契約検査室	[略]	
道路管理室	[略]	
公園管理室	公園、 <u>霊園及び納骨堂</u> の使用許可及び許可の取消し等に関する <u>こと。</u>	[略]
市営住宅室	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
平和交流・ 男女参画課	[略]	
[略]		
納税課	[略]	
市民生活安	陳情等に係る所管の決定に関する <u>こと。</u>	課長

全課	交通安全に關すること。	課長
まちづくり 協働推進課	協働型まちづくりに關すること。	課長
	コミュニティ支援に關すること。	課長
	自治会に關すること。	課長
	NPO活動支援に關すること。	課長
市民課	[略]	
[略]		
環境保全課	[略]	
	墓地等の經營に係る意見書に關すること。	[略]
	霊園及び納骨堂の使用許可及び許可の取消し等に關すること。	課長
	畜犬登録に關すること。	[略]
	[略]	
[略]		
契約検査課	[略]	
道路管理課	[略]	
公園管理課	公園の使用許可及び許可の取消し等に關すること。	[略]
市営住宅課	[略]	
[略]		

（那覇市建設工事等競争入札参加資格に關する規程の一部改正）

第3条 那覇市建設工事等競争入札参加資格に關する規程（1971年那覇市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（建設業者格付名簿等） 第7条 [略] 2 [略] 3 建設業者格付名簿は、都市計画部 <u>契約検査室</u> に保管するものとする。	（建設業者格付名簿等） 第7条 [略] 2 [略] 3 建設業者格付名簿は、都市計画部 <u>契約検査課</u> に保管するものとする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程の一部改正）

第4条 那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程（1971年那覇市訓令第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織する。 都市計画部長、建設管理部長、都市計画部副部長、建設管理部副部長、企画調整課長、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、<u>契約検査室長</u>、区画整理課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、施設課長	(組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織する。 都市計画部長、建設管理部長、都市計画部副部長、建設管理部副部長、企画調整課長、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、<u>契約検査課長</u>、区画整理課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、施設課長
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市公害対策協議会規程の一部改正)

第5条 那覇市公害対策協議会規程(1972年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 協議会は、次の者及び協議会に付議される事項に係る課長をもって組織する。 環境部長、環境部副部長、企画調整課長、環境保全課長、<u>市民協働推進課長</u>、商工農水課長、なはまちなか振興課長、環境政策課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、建設企画課長、下水道課長、施設課長	(組織) 第3条 協議会は、次の者及び協議会に付議される事項に係る課長をもって組織する。 環境部長、環境部副部長、企画調整課長、環境保全課長、<u>市民生活安全課長</u>、商工農水課長、なはまちなか振興課長、環境政策課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、建設企画課長、下水道課長、施設課長
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市公有財産検討委員会規程の一部改正)

第6条 那覇市公有財産検討委員会規程(平成3年那覇市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 公有財産の取得、管理及び処分に関する重要な事項(<u>土地開発公社健全化推進室の担当事務に係る事項は除く。</u>)を検討するため、那覇市公有財産検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。	(設置) 第1条 公有財産の取得、管理及び処分に関する重要な事項(<u>那覇市土地開発公社経営健全化検討委員会の審議に係る事項は除く。</u>)を検討するため、那覇市公有財産検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市環境基本計画策定委員会規程の一部改正)

第7条 那覇市環境基本計画策定委員会規程(平成9年那覇市訓令第13号)の一部を次のよう

に改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第6条 [略] 2 幹事会は、次の者をもって組織する。 ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。 環境部副部長、企画調整課長、総務課長、文化振興課長、管財課長、<u>市民協働推進課長</u>、商工農水課長、福祉政策課長、こども政策課長、環境政策課長、環境保全課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、区画整理課長、道路建設課長、下水道課長、消防本部総務課長、教育委員会総務課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、施設課長 3～4 [略]	(幹事会) 第6条 [略] 2 幹事会は、次の者をもって組織する。 ただし、委員長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。 環境部副部長、企画調整課長、総務課長、文化振興課長、管財課長、<u>市民生活安全課長</u>、商工農水課長、福祉政策課長、こども政策課長、環境政策課長、環境保全課長、クリーン推進課長、都市計画課長、建築指導課長、建築工事課長、花とみどり課長、区画整理課長、道路建設課長、下水道課長、消防本部総務課長、教育委員会総務課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、施設課長 3～4 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市新庁舎建設検討委員会規程の一部改正)

第8条 那覇市新庁舎建設検討委員会規程(平成20年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第6条 [略] 2 幹事会は、次の者をもって組織し、幹事長に新庁舎建設室長、副幹事長に総務課長をもって充てる。 新庁舎建設室長 総務課長 人事課長 管財課長 企画調整課長 情報政策課長 財政課長 行政経営課長 <u>市民協働推進課長</u> 市民課長 商工農水課長 環境政策課長 福祉政策課長 国保長 寿医療課長 こども政策課長 都市計画課長 建築指導課長 建設企画課長 建築工事課長 出納室副参事 生涯学習部総務課長 議会事務局庶務課長 3～5 [略]	(幹事会) 第6条 [略] 2 幹事会は、次の者をもって組織し、幹事長に新庁舎建設室長、副幹事長に総務課長をもって充てる。 新庁舎建設室長 総務課長 人事課長 管財課長 企画調整課長 情報政策課長 財政課長 行政経営課長 <u>市民生活安全課長</u> 市民課長 商工農水課長 環境政策課長 福祉政策課長 国保長 寿医療課長 こども政策課長 都市計画課長 建築指導課長 建設企画課長 建築工事課長 出納室副参事 生涯学習部総務課長 議会事務局庶務課長 3～5 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程の一部改正)

第9条 那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程(平成20年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第6条 [略] 2 幹事会は、次の者をもって組織し、幹事長に新庁舎建設室長、副幹事長に管財課長をもって充てる。 新庁舎建設室長 管財課長 総務課長 情報政策課長 行政経営課長 税制課長 市民協働推進課長 市民課長 福祉政策課長 健康推進課長 こども政策課長 出納室副参事 議会事務局庶務課長 3～5 [略] (作業チーム) 第7条 [略] 2 [略] 3 チーム員は、次の課に属する副参事、主幹、主査その他これらに相当する職員から、各課2名以上の者をもって充てる。 新庁舎建設室 管財課 情報政策課 総務課 秘書広報課 <u>平和交流・男女参画室</u> 人事課 企画調整課 財政課 行政経営課 税制課 市民税課 資産税課 納税課 <u>市民協働推進課</u> 市民課 福祉政策課 障がい福祉課 チャージがんじゅう課 保護管理課 保護第一課 保護第二課 健康推進課 国保長寿医療課 特定健診課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 出納室 議会事務局庶務課 議会事務局議事管理課 議会事務局議事調査課 4 [略]	(幹事会) 第6条 [略] 2 幹事会は、次の者をもって組織し、幹事長に新庁舎建設室長、副幹事長に管財課長をもって充てる。 新庁舎建設室長 管財課長 総務課長 情報政策課長 行政経営課長 税制課長 市民生活安全課長 市民課長 福祉政策課長 健康推進課長 こども政策課長 出納室副参事 議会事務局庶務課長 3～5 [略] (作業チーム) 第7条 [略] 2 [略] 3 チーム員は、次の課に属する副参事、主幹、主査その他これらに相当する職員から、各課2名以上の者をもって充てる。 新庁舎建設室 管財課 情報政策課 総務課 秘書広報課 <u>平和交流・男女参画課</u> 人事課 企画調整課 財政課 行政経営課 税制課 市民税課 資産税課 納税課 <u>市民生活安全課</u> 市民課 福祉政策課 障がい福祉課 チャージがんじゅう課 保護管理課 保護第一課 保護第二課 健康推進課 国保長寿医療課 特定健診課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 出納室 議会事務局庶務課 議会事務局議事管理課 議会事務局議事調査課 4 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 4 号

平成23年 3 月31日

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員服務規程の一部を改正する訓令

那覇市職員服務規程(昭和47年那覇市訓令第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この <u>規程</u> は、法令その他別に定めるものを除くほか、一般職の職員(以下「職員」という。)の服務に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この <u>訓令</u> は、法令その他別に定めるものを除くほか、一般職の職員(以下「職員」という。)の服務に関し必要な事項を定めるものとする。
(名札の着用)	(名札の着用)
第2条の2 [略]	第2条の2 [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
4 所属長が出張等により名札の着用を要しないと認めるときは、この限りでない。	4 <u>前3項の規定にかかわらず</u> 、所属長が出張等により名札の着用を要しないと認めるときは、この限りでない。
(年次有給休暇等)	(年次有給休暇等)
第4条 職員は、次の各号に掲げる休暇を受けようとするときは、当該各号に定める文書を提出しなければならない。	第4条 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下 <u>この条において「規則」という。</u>)第21条及び別表第2(第11号を除く。)に掲げる休暇 有給休暇願(第1号様式の2)	(2) 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号。以下「規則」という。)第21条及び別表第2(第11号を除く。)に掲げる休暇 有給休暇願(第1号様式の2)
(3)～(4)	(3)～(4)
2 [略]	2 [略]
(休日勤務及び時間外勤務)	(休日勤務及び時間外勤務)
第15条 職員は事務の繁忙又は急速に執行を要する事件がある場合で、所属長に命ぜられたときは、休日 <u>あるいは、執務時間外</u> であっても執務しなければならない。	第15条 職員は事務の繁忙又は急速に執行を要する事件がある場合で、所属長に命ぜられたときは、休日 <u>又は勤務時間外</u> であっても執務しなければならない。
2 [略]	2 [略]
(早出遅出勤務及び深夜勤務の制限の請求手続等)	(早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等)
第15条の2 規則第10条第1項及び第13条	第15条の2 規則第10条第1項及び第13条

第1項(これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。)の請求は、<u>早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書</u>(第11号様式)によるものとする。 2 [略] (庁舎内外の<u>清潔せいとん</u>) 第22条 職員は、健康増進及び能率向上を図るため、庁舎内外の<u>清潔せいとん</u>及び執務環境の改善に努めなければならない。 (申請等の手続の特例) 第24条 この<u>規程</u>で定める申請等について、総務部長が庶務管理システムによることが適当と認めるものについては、庶務管理システムによる所定の操作をもって当該申請等に代えるものとする。 (その他) 第25条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 [第10号様式 別記] [第11号様式 別記] [第12号様式 別記]	第1項(これらの規定を規則第16条において準用する場合を含む。)の請求は、<u>早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書</u>(第11号様式)によるものとする。 2 [略] (庁舎内外の<u>清潔及び整理整頓</u>) 第22条 職員は、健康増進及び能率向上を図るため、庁舎内外の<u>清潔、整理整頓</u>及び執務環境の改善に努めなければならない。 (申請等の手続の特例) 第24条 この<u>訓令</u>で定める申請等について、総務部長が庶務管理システムによることが適当と認めるものについては、庶務管理システムによる所定の操作をもって当該申請等に代えるものとする。 (その他) 第25条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。 [第10号様式 別記] [第11号様式 別記] [第12号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表又は様式の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 4 表又は様式の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を削る。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第10号様式(第13条関係)

履 歴 事 項 変 更 届

那覇市長様		[略]	
		職 名	氏 名 ㊟
[略]			
変 更 事 項		記 入 事 項	添 付 書 類
ふりがな 氏 名	新		戸 籍 抄 本
	旧		
本 籍	新		
	旧		
住 所	新		
	旧		
[略]			

[改正後 別記]

第10号様式(第13条関係)

履 歴 事 項 変 更 届

那覇市長様		[略]	
		<u>職員番号</u>	職 名 氏 名 ㊟
[略]			
変 更 事 項		記 入 事 項	添 付 書 類
ふりがな 氏 名	新		戸 籍 抄 本
	旧		
本 籍	新		
	旧		
住 所	新	<u>㊟</u>	<u>住 民 票 抄 本</u>
	旧	<u>㊟</u>	
[略]			

[改正前 別記]

第11号様式(第15条の2関係)

早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書

[略]

次のとおり ☐ 養 育 ☐ 介 護 のため ☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 を請求します。

1 [略]	
2 職員の配偶者で当該子の親の有無及び状況	☐ 有 ☐ 就業している。 <u>(早出遅出勤務を請求する場合で、該当するときに記入)</u> ☐ 深夜において就業している。 <u>(深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入)</u> ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育又は介護が困難である。 ☐ 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産予定又は産後8週間以内である。 ☐ 無
3 [略]	
4 請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで ☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他()
5～6 [略]	

[改正後 別記]

第11号様式(第15条の2関係)

早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書

[略]

次のとおり

☐ 養 育
☐ 介 護

のため

☐ 早出遅出勤務
☐ 深夜勤務の制限
☐ 時間外勤務の制限
(那覇市職員の勤務時間、休日及び
 休暇に関する条例第6条の3
☐第2項 ☐第3項 ☐第5項)

を請求します。

1 [略]			
2 職員の 配偶者で 当該子の 親の有無 及び状況	☐ 有	☐ 深夜において就業している。 ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育 又は介護が困難である。 ☐ 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産 予定又は産後8週間以内である。	
	☐ 無		
3 [略]			
4 請求に係る期間	早出遅出勤務	年 月 日から	☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他 ()
	深夜勤務の制限	年 月 日まで	
	時間外勤務の 制限	年 月 日から	☐ 6月 ☐ 6月に満たない期間(月)
5～6 [略]			

[改正前 別記]

第12号様式(第15条の2関係)

育児又は介護の状況変更届

[略]

次のとおり $\left[\begin{array}{l} \square \text{ 早出遅出勤務} \\ \square \text{ 深夜勤務の制限} \end{array} \right]$ に 係 る $\left[\begin{array}{l} \square \text{ 養育} \\ \square \text{ 介護} \end{array} \right]$ の状況について変更が生じた

ので届け出ます。

1 届出の事由	(1) 養育の状況の変更 [略] ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなった。
	(2) [略]
2 [略]	

[改正後 別記]

第12号様式(第15条の2関係)

育児又は介護の状況変更届

[略]

次のとおり $\left[\begin{array}{l} \square \text{ 早出遅出勤務} \\ \square \text{ 深夜勤務の制限} \\ \square \text{ 時間外勤務の制限} \end{array} \right]$ に 係 る $\left[\begin{array}{l} \square \text{ 養育} \\ \square \text{ 介護} \end{array} \right]$ の状況について変更が生じた

ので届け出ます。

1 届出の事由	(1) 養育の状況の変更 [略] ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが <u>深夜において常態として当該子を</u> 養育できる者に該当することとなった。
	(2) [略]
2 [略]	

那覇市訓令第 5 号

平成23年 3 月31日

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程(昭和56年那覇市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
1～2	[略]		
3	市民協働推進課に勤務する職員のうち所属するものが指定するもの	[略]	
4～6	[略]		
7	[略] 那覇市歴史博物館	[略]	月曜日から日曜日まで及び条例第7条第1項(第2号を除く。)に規定する休日 (1)～(2) [略] [略]
	[略]		
8	こどもみらい課に勤務する職員のうち勤務するもの	(1)～(2) [略] (3) 那覇市宇栄原保育所、那覇市若狭浦保育所、那覇市鏡原保育所、那覇市与儀保育所及び那覇市久場川保育所(以下「宇栄原保育所等」という。)については、4週につき2日所属長が指定する日 (4) [略]	宇栄原保育所等 (1)から(8)までのうちから所属長が定める。 月曜日から土曜日まで (1) 7時30分から16時15分まで (2) 8時から16時45分まで (3) 8時30分から17時15分まで (4) 9時から17時45分まで (5) 9時30分から18時15分まで (6) 9時45分から18時30分まで (7) 10時45分から19時30分まで (8) 11時から19時45分まで (1)から(8)までの場合において、13時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。) 宇栄原保育所等以外の保育所 (1)から(15)までのうちから所属長が定める。 月曜日から金曜日まで (1)～(10) [略] (1)から(10)までの場合において、13時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。) 土曜日 (11)～(15) [略]
9	こどもみらい課に勤務する職員のうち給食セ	(1)～(2) [略] (3) 4週につき所属長が指定する日(土曜日を除	月曜日から金曜日まで [略]

	ンターに勤務する主任 調理員及び調理員	く。)	
10	子育て応援 課に勤務する 職員のうち 児童館に勤 務するもの	[略]	月曜日、火曜日及び木曜日から土曜日ま で並びに所属長が勤務日に指定した日 曜日 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間	
1～2 [略]				
3	市民生活安全課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]		
4～6 [略]				
7	[略]	那 覇 市 歴 史 博 物 館	[略]	日曜日から土曜日まで及び条例第7条第1項(第2号を除く。)に規定する休日 (1)～(2) [略] [略]
		[略]		
8	こどもみらい課に勤務する職員のうち保育所に勤務するもの	(1)～(2) [略] (3) 那覇市宇栄原保育所、那覇市若狭浦保育所、那覇市与儀保育所、那覇市久場川保育所及び那覇市大道保育所(以下「宇栄原保育所等」という。)については、4週につき2日所属長が指定する日 (4) [略]	宇栄原保育所等 (1) から (13) までのうちから所属長が定める。	月曜日から土曜日まで (1) 7時15分から16時まで (2) 7時30分から16時15分まで (3) 8時から16時45分まで (4) 8時15分から17時まで (5) 8時30分から17時15分まで (6) 8時45分から17時30分まで (7) 9時から17時45分まで (8) 9時15分から18時まで (9) 9時30分から18時15分まで (10) 9時45分から18時30分まで (11) 10時から18時45分まで (12) 10時45分から19時30分まで (13) 11時から19時45分まで (1) から (13) までの場合において、11時から16時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
			宇栄原保育所等以外の保育所 (1) から (15) までのうちか	月曜日から金曜日まで (1)～(10) [略] (1) から (10) までの場合において、11時から16時までの間

			ら所属長が定める。	で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。） 土曜日 (11)～(15) [略]
9	こどもみらいに勤務する職員のうち給食センターに勤務する主任調理員及び調理員	(1)～(2) [略] (3) 4週につき2日所属長が指定する日	月曜日から土曜日まで [略]	
10	子育て応援課に勤務する職員のうち児童館に勤務するもの	[略]	月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日並びに所属長が勤務日に指定した日曜日 [略] 土曜日 9時45分から18時15分まで (12時から14時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)	

那 覇 市 訓 令 第 6 号

那覇市教育委員会教育長訓令第4号

平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 城 間 幹 子

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市緑化推進本部規程(平成11年那覇市訓令第17号、那覇市教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。 総務課長、企画調整課建設管理部担当の副参事又は主幹、資産税課長、<u>市民協働推進課長</u>、環境保全課長、商工農水課長、観光課長、都市計画課長、建築指導課長、区画整理課長、建築工事課長、道路建設課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、施設課長 4～6 [略]	(幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。 総務課長、企画調整課建設管理部担当の副参事又は主幹、資産税課長、<u>市民生活安全課長</u>、環境保全課長、商工農水課長、観光課長、都市計画課長、建築指導課長、区画整理課長、建築工事課長、道路建設課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、施設課長 4～6 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 7 号

那覇市教育委員会教育長訓令第5号

平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 城 間 幹 子

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程(平成15年那覇市訓令第16号、那覇市教育委員会教育長訓令第4号、那覇市病院管理規程第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 委員長に平和交流・男女参画室を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。 企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 健康福祉部長 健康保険局長 こどもみらい部長 都市計画部長 建設管理部長 消防長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長 (幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画室長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。 人事課 企画調整課 財政課 <u>市民協働推進課</u> 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 健康推進課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 ちゃーがんじゅう課 都市計画課 消防本部総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課 4～6 [略]	(組織) 第3条 [略] 2 委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。 企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 健康福祉部長 健康保険局長 こどもみらい部長 都市計画部長 建設管理部長 消防長 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長 (幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。 人事課 企画調整課 財政課 <u>市民生活安全課</u> 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 健康推進課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 ちゃーがんじゅう課 都市計画課 消防本部総務課 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課 4～6 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 8 号
那 覇 市 消 防 本 部 訓 令 第 6 号
那 覇 市 上 下 水 道 局 規 程 第 8 号
那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 6 号
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防長 宮 平 智

那覇市上下水道事業管理者 宮 里 千 里

那覇市教育委員会教育長 城 間 幹 子

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市生涯学習推進本部規程（平成15年那覇市訓令第17号、那覇市消防本部訓令第5号、那覇市水道局規程第3号、那覇市病院管理規程第33号、那覇市教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
市長事務部局	秘書広報課長、 <u>平和交流・男女参画室長</u> 、企画調整課教育委員会担当の副参事又は主幹、財政課長、税制課長、 <u>市民協働推進課長</u> 、文化振興課長、博物館長、商工農水課長、観光課長、環境政策課長、環境保全課長、福祉政策課長、健康推進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長、障がい福祉課長、チャージんじゅう課長、都市計画課長、建設企画課長、花とみどり課長
[略]	

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
市長事務部局	秘書広報課長、 <u>平和交流・男女参画課長</u> 、企画調整課教育委員会担当の副参事又は主幹、財政課長、税制課長、 <u>市民生活安全課長</u> 、 <u>まちづくり協働推進課長</u> 、文化振興課長、博物館長、商工農水課長、観光課長、環境政策課長、環境保全課長、福祉政策課長、健康推進課長、こども政策課長、こどもみらい課長、子育て応援課長、障がい福祉課長、チャージんじゅう課長、都市計画課長、建設企画課長、花とみどり課長
[略]	

会計管理者訓令

那覇市会計管理者訓令第1号

平成23年3月31日

那覇市会計管理者事務決裁規程（平成19年会計管理者訓令第1号）の一部を次のように定める。

那覇市会計管理者

大 城 幸 子

那覇市会計管理者事務決裁規程の一部を改正する訓令

那覇市会計管理者事務決裁規程(平成19年那覇市会計管理者訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、会計管理者の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするための事務の決裁について、必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この<u>規程</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 会計管理者又は<u>副参事</u>以下の職員が会計管理者の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。 (2) 専決 <u>主幹又は主査</u>がこの<u>規程</u>に定めるところにより会計管理者に代わって決裁することをいう。 (3) [略] (4) 決定 <u>副参事</u>以下の職員が決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。 (5) [略] (専決事項)	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、会計管理者の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするための事務の決裁について、必要な事項を定めるものとする。 (用語の意義) 第2条 この<u>訓令</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 決裁 会計管理者又は<u>出納室長</u>(以下「<u>室長</u>」という。)以下の職員が会計管理者の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。 (2) 専決 <u>室長以下の職員</u>がこの<u>訓令</u>に定めるところにより会計管理者に代わって決裁することをいう。 (3) [略] (4) 決定 <u>室長</u>以下の職員が決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。 (5) [略] (専決事項) <u>第3条 室長の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。</u> <u>(1) 収入の調定の通知に関すること。</u> <u>(2) 報酬、費用弁償、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費及び交際費の支出に関すること。</u> <u>(3) 前号に定めるもののほか、1件500万円未満の支出に関すること。</u> <u>(4) 事前合議に係る1件500万円未満の</u>

<u>第3条</u> 主幹の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) <u>歳入歳出外現金の受払いに関すること。</u> (2)～(3) [略] <u>2</u> 主査の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) 1件<u>1万円未満の経費</u>の支出に関すること。 (2) 事前合議に係る1件<u>150万円未満の経費</u>の支出負担行為の審査に関すること。 (3) 前2号に定めるもののほか、定例的、かつ、軽易な事務処理に関する<u>こと。</u> (準用) 第4条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)第4条及び第6条の規定は、主幹又は主査が専決する場合に準用する。 (代決)	<u>支出負担行為の審査に関すること。</u> (5) <u>歳入歳出外現金の受払いに関すること。</u> (6) 前各号に定めるもののほか、定例的、かつ、軽易な事務処理に関する<u>こと。</u> <u>2</u> [略] (1)～(2) [略] (3) <u>歳入に係る振替及び更正による整理に関すること。</u> <u>3</u> [略] (1) 1件<u>3万円未満</u>の支出に関すること。 (2) 事前合議に係る1件<u>200万円未満</u>の支出負担行為の審査に関する<u>こと(賠償金を除く。)</u>。 (3) <u>資金前渡及び概算払の精算に関すること。</u> (4) <u>歳出に係る振替及び更正による整理に関すること。</u> (準用) 第4条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)第4条及び第6条の規定は、<u>室長</u>、主幹又は主査が専決する場合に準用する。 <u>(グループリーダーへの専決権の移譲)</u> <u>第5条</u> 室長は、業務執行上の効率性等から必要と認められる場合は、<u>会計管理者の承認を得て、室長の専決事項についてグループリーダーに専決権の一部を移譲することができる。</u> (代決)
--	--

<u>第5条</u> 会計管理者が決裁すべき事項について、会計管理者が不在のときは、<u>副参事</u>が代決する。 2 [略] <u>第6条</u> [略] (代決文書の閲覧) <u>第7条</u> <u>第5条</u>の規定に基づき代決したときは、会計管理者又は専決者の登庁後速やかに代決文書を閲覧に供しなければならない。 <u>第8条</u> [略]	<u>第6条</u> 会計管理者が決裁すべき事項について、会計管理者が不在のときは<u>室長</u>が、<u>室長も不在のときは副参事</u>が代決する。 2 <u>室長が専決すべき事項について、室長が不在のときは、副参事が代決する。</u> 3 [略] <u>第7条</u> [略] (代決文書の閲覧) <u>第8条</u> <u>第6条</u>の規定により代決したときは、会計管理者又は専決者の登庁後速やかに<u>報告し、又は代決文書を閲覧</u>に供しなければならない。 <u>第9条</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

公 告

那覇市公告第 293 号

平成 23 年 3 月 10 日

掲 示 済

行政ファクシミリ貸借契約入札参加資格審査申請について

平成 23 年度において、那覇市市民課が行う行政ファクシミリ貸借契約に係る入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 申請条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。また平成 22 年度中に入札に参加させない期間が経過すること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。

2 申請書類の受付等について

- (1) 配付期間 平成 23 年 3 月 10 日（木）から
- (2) 受付期間 平成 23 年 3 月 10 日（木）～ 3 月 16 日（水）
- (3) 受付時間 平日 9：00～17：00（12：00～13：00 を除く）
- (4) 場 所 市民文化部市民課（仮庁舎 A 棟 1 階）

3 問合せ先

那覇市市民文化部市民課 管理 G 宮良 電話番号 直通 862－3274

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号

平成 23 年 3 月 31 日

那覇市監査委員 慶 利光

同 宮里 善博

同 大浜 安史

同 仲松 寛

平成 22 年度前期定期監査の結果に対する措置について（公表）

平成 22 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、那覇市長から通知があったので、別添のとおり公表します。

平成 22 年度前期定期監査の結果に伴う措置状況について

都市計画部

○ 都市計画課

都市モノレール等計画自治体協議会負担金の支出について（注意事項）

負担金交付団体の運営状況について、交付団体の平成 21 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合（18.0%）が極端に低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰り越している。

負担金（4 万円）は交付額の多寡にかかわらず、本市の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の事業目的、事業内容、経費等を当該団体の会則及び決算等で十分検証し、事業計画のあり方及び負担金見直し等を行い、効率的・効果的な予算執行に留意されたい。

□ 注意事項に関する措置

現在、ご指摘のとおり収支比率の極端に低い予算執行となっています。事業としましては、モノレールのインフラ施設（軌道桁、支柱、駅舎）の長寿命化や維持修繕の検討のために有効に活用することで平成 22 年 11 月の総会場で確認していますが、委託等の調査を行うためには、まとまった金額が必要なことから収支差額分を翌年に繰りこしている状況となっています。今後は、これから開催される総会におきまして必要な調査の提案や予算の計画的な執行については負担金見直しも含めて検討を行ってまいります。

○ 市街地整備課

町界町名図の売払収入の調定について（注意事項）

市政情報センターで販売された町界町名図売り払い収入は、銀行への払い込みは終えているものの調定が行われていない。那覇市会計規則第 20 条第 2 項において、調定は歳入が収納されたときに直ちに行われることが原則であることから、今後は同規則を遵守し、少額でも調定漏れがないよう適正な予算執行に注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

今回注意事項がありました町界町名図売り払い収入につきましては、ご指摘のとおり那覇市会計規則第 20 条第 2 項を遵守し、少額でも調定漏れがないよう収納されたときに直ちに行われるよう、適正な予算執行に努めてまいります。

○ 区画整理課

1 土地区画整理清算徴収金（滞納繰越金）未収金について（要望事項）

真嘉比古島第一地区 4,005 万 8,234 円（再審査請求 9 人 995 万 6,471 円）・壺

川 341 万 6,751 円・小禄南 70 万 8,839 円の清算徴収金については、事業不振や低所得による生活困窮等の理由や事業不満による国への再審査請求での滞納であるが、多額のため、継続的な状況確認と納付折衝を推進し、なお一層未収金徴収に努力されたい。

□ 要望事項に関する措置

平成 22 年度において、徴収終了が真嘉比古島第一地区 3 件、壺川地区 1 件、小禄南地区 3 件となっており、残りの件についても文書や訪問等による納付依頼を継続的に実施するとともに、なお一層未収金の徴収に努力してまいりたいと考えます。

2 不動産鑑定評価業務委託について（要望事項）

真嘉比古島第二土地区画整理事業不動産鑑定評価業務委託は、2 業者と随意契約（1 件 93 万 4,500 円の 2 件）されている。これは中央用地対策連絡協議会が定める「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準について」において不動産鑑定士評価に対する基本報酬額が定められているため、当該委託契約は競争入札に適しないものとして、随意契約によっているものである。

しかしながら、他府県の市町村においては随意契約を見直し、競争入札を取り入れているケースもあり、今後は他府県の状況を把握し、公平性、透明性を確保するため、競争入札の導入を検討されたい。

□ 要望事項に関する措置

不動産鑑定業務については、国や他府県の動向をみると、一般競争入札を取り入れてきている状況であります。そのため、市でも同様に対応する必要があると思われませんが、保留地処分の価格は、2 社鑑定の平均値を採用しており、2 社をどの様に選定契約するのか等、問題点もあります。平成 23 年度からは、他府県の実施方法等を調査把握し一般競争入札で対応してまいりたいと考えます。

建設管理部

○ 道路建設課

モノレールカードの購入について（注意事項）

モノレールカードの 9 月末現在の保管状況を確認したところ、平成 22 年度上半期の利用額 4,090 円に対し、10 万 3,890 円の残高となっている。

平成 21 年 9 月の本庁舎移転に伴い利用額は減少傾向にあり、平成 22 年度においても減少することが予想されていたにもかかわらず、平成 22 年 1 月及び 2 月において 9 万 5,000 円分のモノレールカードを購入したことによるものである。

予算の執行にあたっては、利用実績及び利用見込み等を勘案し、適切な執行を行うよう注意されたい。

□ 注意事項に関する措置

今後このようなことがないよう、モノレールカード等の予算執行につきまして、利用実績及び利用見込み等を勘案し適切に執行してまいります。

○ 建築工事課

1 歳入調定について（注意事項）

繰越明許（2件）及び事故繰越（1件）に係る歳入調定が9月末現在で調定されていない。歳入調定については、那覇市会計規則第20条第1項の規定により「その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」となっている。歳入調定の事由が発生した場合は、速やかに事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

繰越明許（2件）及び事故繰越（1件）に係る歳入調定が遅れたことについて、今後は那覇市会計規則第20条第1項の規定に基づき、出納閉鎖終了後速やかに歳入調定を行うよう処理いたします。

2 歳出予算の計上について（指摘事項）

宇栄原市営住宅第2期建替事業（工事請負及び工事監理）に係る事業は、単年度で終了しないため、複数年度にわたる契約の締結が必要である。この場合は、予算上、全体の期間と後年度の負担額を確定させる手続きである地方自治法第214条に規定されている債務負担行為として、議会の議決を得なければならない。

しかしながら、同事業における多額（24億6,086万円）の債務負担行為については、平成22年2月定例市議会に提案すべきところ、これがなされず平成22年10月臨時市議会に提案を行っている。

これは、極めて不適切な事務手続であり、業務マニュアルの再点検及び再発防止への取り組みを徹底し、今後は、適正な事務処理を行われたい。

□ 指摘事項に関する措置

この度、地方自治法第214条に規定されている債務負担行為として議会に提案なされていなかったことについて、再発防止へ向けて課内にて次の事項に取り組んでおります。

（1）業務マニュアル総点検作業

各担当者を集めて作業チームを編成し、現在ある業務マニュアルの修正及びチェック項目等追加作業の実施。

（2）事業別予算編成会議

予算編成時のチェック項目を業務マニュアルに追加し、課長、各グループ長、事業担当者、予算担当者が出席の上で予算編成内容が適正かどうか徹底して精査を行う。

○ 公園管理室

公園使用料及び納骨堂使用料の収入調定について（注意事項）

公園使用料及び納骨堂使用料の歳入執行において、収入済額が調定済額を上回っており、差額についての調定がなされていない。那覇市会計規則第 20 条第 2 項で、歳入が収納されたときに直ちに調定をしなければならないとされており適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

公園使用料及び納骨堂使用料の収入済額が調定済額を上回り、その差額について調定がなされていないことについて、今後は、那覇市会計規則第 20 条第 2 項の規定に従い、歳入が収納されたときは、直ちに調定を行う事務処理に努めてまいります。

○ 土木管理事務所

下水道敷占用料について（注意事項）

下水道敷占用料は「地方公営企業法第 33 条第 3 項」の規定及び「那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則」により、下水道課にて調定を行い収納している。その中の一部である雨水敷の占用料については、土木管理事務所の雨水施設の維持管理費の財源に当てられているが、土木管理事務所の下水道敷占用料（雨水敷部分）の収入根拠が不明瞭であり根拠規定を明確にされたい。

□ 注意事項に関する処置

「那覇市上下水道事業管理者に対する事務委任規則」及び「水道局統合後の雨水施設管理の事務分担」に基づき、雨水施設の維持管理業務は当事務所で行なっているため、下水道敷占用料は雨水施設の維持管理費の財源として充てられておりました。ご指摘のとおり収入根拠について明確でない部分もありますので、今後那覇市上下水道事業管理者と協議し根拠規定を設けて適正な事務処理に努めます。

消防本部

○ 指令情報課

支出負担行為について（注意事項）

新消防緊急通信指令システム賃貸借契約については、平成 22 年 6 月 29 日締結されたが、同年 10 月 15 日に、契約締結日に遡って支出負担行為をしている。

那覇市予算決算規則第 23 条別表 1 の規定により支出負担行為として整理する時期は「契約締結のとき」であることから、同規則を遵守し適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

新消防緊急通信指令システム賃貸借契約については、契約締結日に支出負担行為をしていなかったため、契約締結日に遡って支出負担行為をしています。

今後は、那覇市予算決算規則第 23 条別表 1 の規定を遵守し、事務の遅滞がないよう適正な事務処理に努めてまいります。